

平成25年度 簡易水道事業決算の概況

1. 事業数

平成25年度において地方公共団体が経営する簡易水道事業の数は760事業で、前年度（769事業）に比べ9事業減少している。事業数減少の主な原因は、上水道事業との統合等によるものである。

経営主体別にみると、県営1事業（香川県）、指定都市営4事業（相模原市、静岡市、浜松市、京都市）、市営（指定都市営を除く。以下同じ。）255事業、町村営497事業、一部事務組合営3事業となっている。

地方公営企業法（以下「法」という。）適用事業の数は25事業で、前年度（23事業）に比べ2事業増加している。法非適用事業の数は735事業で、前年度（746事業）に比べ11事業減少している。（表－1）

表－1 経営主体別事業数

経営主体	区分 年度	法適用事業		法非適用事業		計	
		24	25	24	25	24	25
県	営	1	1	-	-	1	1
指 定 都 市	営	-	-	5	4	5	4
市	営	8	9	252	246	260	255
町 村	営	14	15	486	482	500	497
一部事務組合等		-	-	3	3	3	3
	計	23	25	746	735	769	760

なお、すべての事業が稼働中であり、建設中の事業はない。（表－2）

地方公共団体が経営する上水道事業（用水供給事業を除く。以下同じ。）及び簡易水道事業（以下「水道事業」という。）の数は、2,039事業で、そのうち簡易水道事業の占める割合は37.3%（法適用事業1.2%、法非適用事業36.0%）となっている。

簡易水道事業のうち法適用事業は3.3%となっているが、簡易水道事業は住民生活に密接に関連したサービスを提供するものであり、経営の効率化・健全化に努める必要があるため、経理内容の明確化、透明性の向上等の観点から、公営企業会計の適用の推進に積極的に取り組む必要がある。

2. 業務の状況

平成25年度末における簡易水道事業の現在給水人口は3,574千人で前年度（3,701千人）に比べ127千人、3.4%減少している。このうち法適用事業の給水人口は110千人で、前年度（106千人）に比べ4千人、3.8%増加している。また、法非適用事業の給水人口は3,463千人で、前年度（3,594千人）に比べ131千人、3.6%減少している。

なお、水道事業の給水人口は124,485千人で、そのうち簡易水道事業の占める割合は2.9%

表-2 都道府県別事業数

都道府県	区分		法適用事業		法非適用事業		計	都道府県	区分		法適用事業		法非適用事業		計
	稼働中	建設中	稼働中	建設中	稼働中	建設中			稼働中	建設中	稼働中	建設中	稼働中	建設中	
北海道	6	-	104	-	110	滋賀県	-	-	4	-	4				
青森県	1	-	16	-	17	京都府	-	-	19	-	19				
岩手県	-	-	17	-	17	大阪府	-	-	1	-	1				
宮城県	-	-	6	-	6	兵庫県	-	-	8	-	8				
秋田県	-	-	17	-	17	奈良県	1	-	16	-	17				
山形県	-	-	17	-	17	和歌山県	-	-	20	-	20				
福島県	-	-	31	-	31	鳥取県	-	-	12	-	12				
茨城県	-	-	4	-	4	島根県	-	-	19	-	19				
栃木県	-	-	6	-	6	岡山県	1	-	14	-	15				
群馬県	2	-	19	-	21	広島県	1	-	9	-	10				
埼玉県	-	-	2	-	2	山口県	1	-	11	-	12				
千葉県	2	-	-	-	2	徳島県	-	-	14	-	14				
東京都	-	-	8	-	8	香川県	2	-	5	-	7				
神奈川県	-	-	3	-	3	愛媛県	2	-	15	-	17				
新潟県	1	-	14	-	15	高知県	-	-	23	-	23				
富山県	1	-	7	-	8	福岡県	-	-	11	-	11				
石川県	-	-	7	-	7	佐賀県	-	-	5	-	5				
福井県	-	-	12	-	12	長崎県	-	-	13	-	13				
山梨県	-	-	25	-	25	熊本県	-	-	28	-	28				
長野県	1	-	45	-	46	大分県	-	-	16	-	16				
岐阜県	-	-	22	-	22	宮崎県	1	-	18	-	19				
静岡県	-	-	14	-	14	鹿児島県	1	-	28	-	29				
愛知県	-	-	8	-	8	沖縄県	1	-	15	-	16				
三重県	-	-	7	-	7	計	25	-	735	-	760				

表-3 給水人口、普及率及び給水量の推移

項目	区分	21			22			23			24			25		
		人口	法適用	法非適用	人口	法適用	法非適用	人口	法適用	法非適用	人口	法適用	法非適用	人口	法適用	法非適用
行政区域内人口(千人)(A)		32,657	32,296	△1.1	30,668	△5.0	30,235	△1.4	28,247	△6.6						
法適用事業(千人)(A)		1,602	1,968	22.8	2,079	5.6	2,083	0.2	2,461	18.1						
法非適用事業(千人)(A)		31,056	30,327	△2.3	28,589	△5.7	28,151	△1.5	25,785	△8.4						
計画給水人口(千人)(B)		5,548	5,378	△3.1	5,199	△3.3	5,076	△2.4	4,943	△2.6						
法適用事業(千人)(B)		157	124	△21.0	136	9.7	144	5.9	152	5.6						
法非適用事業(千人)(B)		5,391	5,254	△2.5	5,063	△3.6	4,932	△2.6	4,791	△2.9						
現在給水人口(千人)(C)		4,153	3,985	△4.0	3,827	△4.0	3,701	△3.3	3,574	△3.4						
法適用事業(千人)(C)		126	93	△26.2	102	9.7	106	3.9	110	3.8						
法非適用事業(千人)(C)		4,027	3,892	△3.4	3,725	△4.3	3,594	△3.5	3,463	△3.6						
普及率(C)/(A)×100(%)		12.7	12.3	-	12.5	-	12.2	-	12.7	-						
法適用事業(%)		7.8	4.7	-	4.9	-	5.1	-	4.5	-						
法非適用事業(%)		13.0	12.8	-	13.0	-	12.8	-	13.4	-						
普及率(C)/(B)×100(%)		74.9	74.1	-	73.6	-	72.9	-	72.3	-						
法適用事業(%)		80.0	74.6	-	75.1	-	73.7	-	72.4	-						
法非適用事業(%)		74.7	74.1	-	73.6	-	72.9	-	72.3	-						
年間総有収水量(千m³)		442,548	432,015	△2.4	412,189	△4.6	400,521	△2.8	388,145	△3.1						
法適用事業(千m³)		14,627	11,120	△24.0	11,527	3.7	12,115	5.1	12,397	2.3						
法非適用事業(千m³)		427,921	420,895	△1.6	400,662	△4.8	388,406	△3.1	375,748	△3.3						
1人1日当たり有収水量(ℓ)		292	297	1.7	294	△1.0	297	1.0	298	0.3						
法適用事業(ℓ)		319	329	3.1	309	△5.9	312	0.9	308	△1.2						
法非適用事業(ℓ)		291	296	1.8	294	△0.8	296	0.8	297	0.4						

となっている。

年間総有収水量は388,145千 m^3 で、前年度(400,521千 m^3)に比べ12,376千 m^3 、3.1%減少している。このうち法適用事業の年間総有収水量は12,397千 m^3 で、前年度(12,115千 m^3)に比べ282千 m^3 、2.3%増加している。また、法非適用事業の年間総有収水量は375,748千 m^3 で、前年度(388,406千 m^3)に比べ12,658千 m^3 、3.3%減少している。

給水人口1人当たり1日平均有収水量は298 ℓ で、前年度(297 ℓ)に比べ1 ℓ 、0.3%増加したものの、水道事業の給水人口1人当たり1日平均有収水量(303 ℓ)を下回っている。その理由は、簡易水道の給水対象地区が農山漁村、小規模市街地及び集落などで、給水量の大部分が家庭における生活用水であるのに対し、上水道の給水対象地区は、簡易水道よりも都市化が進展している地区で、業務用などの多量需要者を抱えていることによるものであると考えられる。

なお、法適用事業の1人当たり1日平均有収水量は308 ℓ で、前年度(312 ℓ)に比べ4 ℓ 、1.2%減少し、一方、法非適用事業の1人当たり1日平均有収水量は297 ℓ で、前年度(296 ℓ)に比べ1 ℓ 、0.4%増加している。(表-3)

3. 経営状況

(1)収益的収支の状況

平成25年度の総収益は905億72百万円で、前年度(915億52百万円)に比べ9億80百万円、1.1%減少している。このうち料金収入は634億59百万円で、前年度(649億62百万円)に比べ15億2百万円、2.3%減少しており、総収益の70.1%を占めている。

法適用事業の総収益は39億84百万円で、前年度(37億59百万円)に比べ2億25百万円、6.0%増加している。このうち料金収入は23億23百万円で、前年度(22億77百万円)に比べ46百万円、2.0%増加しており、総収益の58.3%を占めている。

法非適用事業の総収益は865億88百万円で、前年度(877億93百万円)に比べ12億5百万円、1.4%減少している。このうち料金収入は611億36百万円で、前年度(626億85百万円)に比べ15億49百万円、2.5%減少しており、総収益の70.6%を占めている。

一方、総費用は695億26百万円で、前年度(696億18百万円)に比べ92百万円、0.1%減少している。このうち支払利息は161億84百万円で、前年度(174億3百万円)に比べ12億19百万円、7.0%減少しており、総費用の23.3%を占めている。また、人件費は106億34百万円で、前年度(108億35百万円)に比べ2億1百万円、1.9%減少しており、総費用の15.3%を占めている。

法適用事業の総費用は41億21百万円で、前年度(36億53百万円)に比べ4億68百万円、12.8%増加している。このうち支払利息は4億64百万円で前年度(4億49百万円)に比べ16百万円、3.5%増加しており、総費用の11.3%を占めている。また、人件費は4億31百万円で、前年度(4億37百万円)に比べ5百万円、1.1%減少しており、総費用の10.5%を占めている。

法非適用事業の総費用は654億5百万円で、前年度（659億65百万円）に比べ5億60百万円、0.8%減少している。このうち支払利息は157億19百万円で、前年度（169億54百万円）に比べ12億35百万円、7.3%減少しており、総費用の24.0%を占めている。また、人件費は102億2百万円で、前年度（103億98百万円）に比べ1億96百万円、1.9%減少しており、総費用の15.6%を占めている。

総収益と総費用の収支差引（以下「収支差引」という。）では全体で210億46百万円の黒字で、前年度（219億33百万円）に比べ黒字額は8億88百万円、4.0%減少しており、総収支比率は130.3%となっている。

法適用事業の収支差引は1億37百万円の赤字で、前年度（1億5百万円）に比べ2億42百万円減少しており、総収支比率は96.7%となっている。一方、法非適用事業の収支差引は211億83百万円の黒字で、前年度（218億28百万円）に比べ6億45百万円、3.0%減少しており、総収支比率は132.4%となっている。（図－1、図－2、表－4）

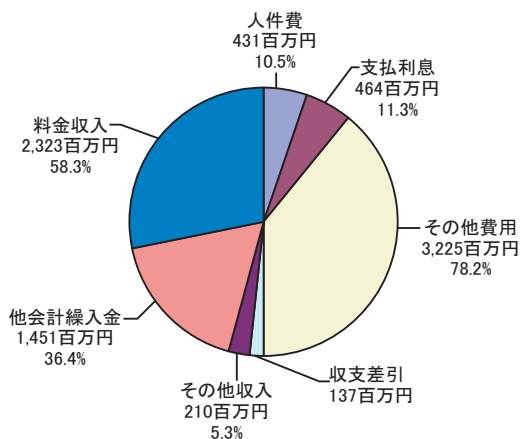
なお、水道事業の総収益は2兆6,516億35百万円で、そのうち簡易水道事業の占める割合は3.4%（法適用事業0.2%、法非適用事業3.3%）となっている。また、水道事業の総費用は2兆4,325億78百万円で、そのうち簡易水道事業の占める割合は2.9%（法適用事業0.2%、法非適用事業2.8%）となっている。

(2)資本的収支の状況

平成25年度の資本的支出は1,415億3百万円で、前年度（1,327億34百万円）に比べ87億68百万円、6.6%増加している。このうち建設改良費は900億71百万円で、前年度（775億2百万円）に比べ125億69百万円、16.2%増加している。地方債償還金は497億61百万円で、前年度（530億64百万円）に比べ33億3百万円、6.2%減少しており、建設改良費と地方債償還金で資本的支出の98.8%を占めている。

法適用事業の資本的支出は37億88百万円で、前年度（34億70百万円）に比べ3億18百万円、9.2%増加している。このうち建設改良費は24億82百万円で、前年度（22億31百万円）に比べ

図－1 平成25年度収益的収支の状況
(法適用事業)



図－2 平成25年度収益的収支の状況
(法非適用事業)

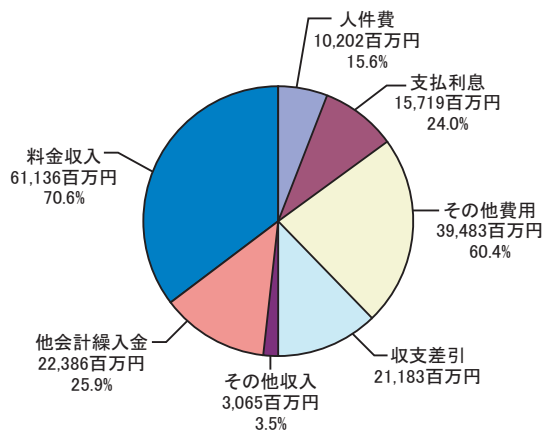


表-4 収益的収支の状況

(単位：百万円、%)

項 目		年 度	21	22	23	24 (A)	25 (B)	$\frac{(B)-(A)}{(A)}$	
								(A)	
全 事 業	総 収 益 (a)		100,101	95,744	92,908	91,552	90,572	△1.1	
	{	料 金 収 入		69,627	68,336	66,034	64,962	63,459	△2.3
		他 会 計 繰 入 金		24,637	23,606	23,858	23,183	23,837	2.8
		そ の 他		5,837	3,802	3,016	3,407	3,276	△3.9
	総 費 用 (b)		77,078	72,633	71,355	69,618	69,526	△0.1	
	{	人 件 費		12,690	11,734	11,176	10,835	10,634	△1.9
		支 払 利 息		21,368	19,669	18,456	17,403	16,184	△7.0
そ の 他			43,020	41,230	41,724	41,381	42,708	3.2	
収 支 差 引 (a) - (b)			23,023	23,111	21,553	21,933	21,046	△4.0	
内 法 適 用 事 業	総 収 益 (a)		3,842	3,464	3,473	3,759	3,984	6.0	
	{	料 金 収 入		2,498	2,022	2,101	2,277	2,323	2.0
		他 会 計 繰 入 金		1,191	1,331	1,228	1,325	1,451	9.5
		そ の 他		153	110	144	157	210	33.8
	総 費 用 (b)		3,770	3,248	3,328	3,653	4,121	12.8	
	{	人 件 費		355	334	385	437	431	△1.1
		支 払 利 息		611	426	430	449	464	3.5
そ の 他			2,803	2,487	2,513	2,768	3,225	16.5	
収 支 差 引 (a) - (b)			73	216	144	105	-137	△230.5	
訳 法 非 適 用 事 業	総 収 益 (a)		96,259	92,280	89,436	87,793	86,588	△1.4	
	{	料 金 収 入		67,129	66,313	63,934	62,685	61,136	△2.5
		他 会 計 繰 入 金		23,446	22,275	22,630	21,858	22,386	2.4
		そ の 他		5,684	3,692	2,872	3,250	3,065	△5.7
	総 費 用 (b)		73,309	69,385	68,027	65,965	65,405	△0.8	
	{	人 件 費		12,336	11,399	10,790	10,398	10,202	△1.9
		支 払 利 息		20,756	19,243	18,025	16,954	15,719	△7.3
そ の 他			40,217	38,743	39,211	38,613	39,483	2.3	
収 支 差 引 (a) - (b)			22,950	22,895	21,409	21,828	21,183	△3.0	

2億51百万円、11.3%増加している。地方債償還金は12億91百万円で、前年度（12億19百万円）に比べ72百万円、5.9%増加しており、建設改良費と地方債償還金で資本的支出の99.6%を占めている。

法非適用事業の資本的支出は1,377億15百万円で、前年度（1,292億64百万円）に比べ84億51百万円、6.5%増加している。このうち建設改良費は875億89百万円で、前年度（752億71百万円）に比べ123億17百万円、16.4%増加している。地方債償還金は484億70百万円で、前年度（518億45百万円）に比べ33億75百万円、6.5%減少しているが、建設改良費と地方債償還金で資本的支出の98.8%を占めている。

一方、資本的収入は1,204億55百万円で、前年度（1,122億58百万円）に比べ81億97百万円、

7.3%増加している。このうち地方債は477億91百万円で、前年度（402億38百万円）に比べ75億53百万円、18.8%増加している。国庫（県）補助金は234億77百万円で、前年度（195億57百万円）に比べ39億20百万円、20.0%増加しており、地方債と国庫（県）補助金で資本的収入の59.2%を占めている。

法適用事業の資本的収入は25億52百万円で、前年度（22億27百万円）に比べ3億24百万円、14.6%増加している。このうち地方債は13億8百万円で、前年度（12億6百万円）に比べ1億2百万円、8.5%増加している。国庫（県）補助金は4億19百万円で、前年度（3億5百万円）に比べ1億14百万円、37.4%増加しており、地方債と国庫（県）補助金で資本的収入の67.7%を占めている。

法非適用事業の資本的収入は1,179億3百万円で、前年度（1100億30百万円）に比べ78億72百万円、7.2%増加している。このうち地方債は464億83百万円で、前年度（390億32百万円）に比べ74億51百万円、19.1%増加している。国庫（県）補助金は230億58百万円で、前年度（192億52百万円）に比べ38億5百万円、19.8%増加しており、地方債と国庫（県）補助金で資本的収入の59.0%を占めている。

資本的支出に対して資本的収入が不足する額（以下「収支不足額」という。）は210億48百万円で、前年度（204億77百万円）に比べ5億71百万円、2.8%増加している。

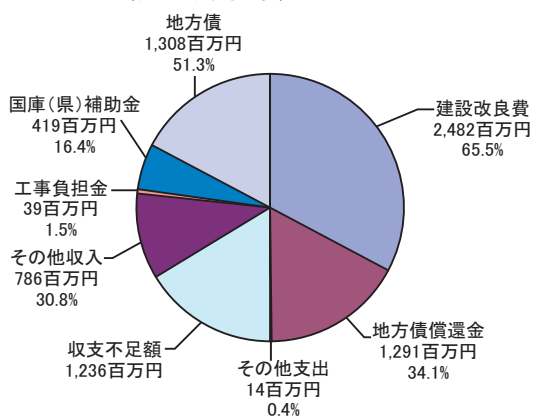
法適用事業の収支不足額は12億36百万円で、前年度（12億43百万円）に比べ7百万円、0.6%減少している。一方、法非適用事業の収支不足額は198億12百万円で、前年度（192億34百万円）に比べ5億78百万円、3.0%増加している。

なお、全体の収支（法適用事業の純損益と法非適用事業の実質収支の合計）は、50億22百万円の黒字となっており、これは前年度（57億38百万円）に比べ7億17百万円、12.5%減少している。（図－3、図－4、表－5）

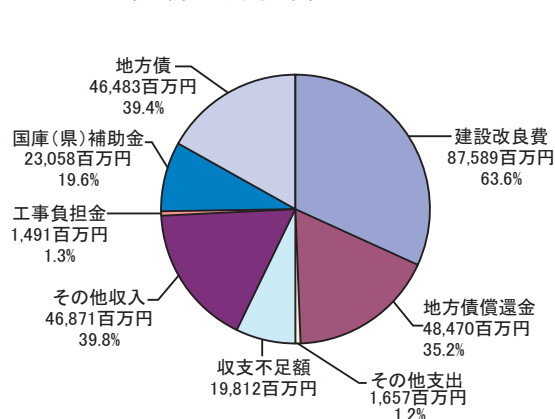
(3)決算規模の状況

平成25年度の決算規模は2,112億57百万円で、前年度（2,025億95百万円）に比べ86億63百

図－3 平成25年度資本的収支の状況
(法適用事業)



図－4 平成25年度資本的収支の状況
(法非適用事業)



表－５ 資本的収支及び全体の収支の状況

(単位：百万円、%)

項 目		年 度		21	22	23	24 (A)	25 (B)	$\frac{(B)-(A)}{(A)}$	
		21	22							
全 事 業	資 本 的 支 出 (a)			131,249	114,748	118,787	132,734	141,503	6.6	
	{	建設改良費			72,207	63,539	65,475	77,502	90,071	16.2
		地方債償還金			58,630	50,552	51,686	53,064	49,761	△6.2
		そ の 他			413	658	1,627	2,168	1,671	△23.0
		資 本 的 収 入 (b)			111,340	92,539	96,775	112,258	120,455	7.3
	{	地 方 債			43,879	31,980	34,818	40,238	47,791	18.8
		国庫(県)補助金			15,400	14,620	15,548	19,557	23,477	20.0
		工事負担金			2,419	1,952	1,977	1,431	1,530	6.9
		そ の 他			49,643	43,988	44,432	51,032	47,657	△6.6
	収支不足額 (a) - (b)				19,909	22,209	22,012	20,477	21,048	2.8
内 法 適 用	資 本 的 支 出 (a)			4,729	2,186	2,689	3,470	3,788	9.2	
	{	建設改良費			3,831	1,325	1,655	2,231	2,482	11.3
		地方債償還金			894	859	1,032	1,219	1,291	5.9
		そ の 他			4	2	2	20	14	△30.0
		資 本 的 収 入 (b)			3,425	1,085	1,473	2,227	2,552	14.6
	{	地 方 債			2,091	508	822	1,206	1,308	8.5
		国庫(県)補助金			612	142	184	305	419	37.4
		工事負担金			240	88	39	59	39	△34.0
		そ の 他			483	347	429	658	786	19.4
	収支不足額 (a) - (b)				1,303	1,101	1,215	1,243	1,236	△0.6
内 法 非 適 用	資 本 的 支 出 (a)			126,520	112,562	116,099	129,264	137,715	6.5	
	{	建設改良費			68,375	62,213	63,820	75,271	87,589	16.4
		地方債償還金			57,736	49,692	50,653	51,845	48,470	△6.5
		そ の 他			409	656	1,625	2,148	1,657	△22.9
		資 本 的 収 入 (b)			107,915	91,454	95,301	110,030	117,903	7.2
	{	地 方 債			41,788	31,472	33,997	39,032	46,483	19.1
		国庫(県)補助金			14,789	14,478	15,364	19,252	23,058	19.8
		工事負担金			2,178	1,864	1,938	1,372	1,491	8.7
		そ の 他			49,160	43,641	44,003	50,374	46,871	△7.0
	収支不足額 (a) - (b)				18,605	21,108	20,797	19,234	19,812	3.0
全体の収支										
法適用事業の純損益				73	216	144	105	△137	△230.5	
法非適用事業の 実質収支				6,514	6,068	5,242	5,728	5,397	△5.8	
{ 黒 字										
{ 赤 字				411	165	238	95	238	149.6	
合 計				6,175	6,119	5,148	5,738	5,022	△12.5	

万円、4.3%増加している。このうち法適用事業の決算規模は65億72百万円で、前年度（59億19百万円）と比べ6億53百万円、11.0%増加している。また、法非適用事業の決算規模は2,046億86百万円で、前年度（1,966億76百万円）に比べ800億9百万円、4.1%増加している。（表－6）

なお、水道事業の決算規模は3兆3,696億39百万円で、そのうち簡易水道事業の占める割合は6.3%（法適用事業0.2%、法非適用事業6.1%）となっている。

表－6 決算規模の状況

（単位：百万円、%）

区 分	年 度		対前年度 増減率	年 度		対前年度 増減率	年 度		対前年度 増減率
	21	22		23	24		25		
全 事 業	209,843	188,791	△10.0	190,740	1.0	202,595	6.2	211,257	4.3
内 法 適 用 事 業	7,181	4,359	△39.3	4,965	13.9	5,919	19.2	6,572	11.0
内 法 非 適 用 事 業	202,663	184,432	△9.0	185,775	0.7	196,676	5.9	204,686	4.1

（注）決算規模の算出は次のとおりとした。

法適用事業：総費用（税込）－減価償却費＋資本的支出

法非適用事業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

4. 給水原価及び供給単価

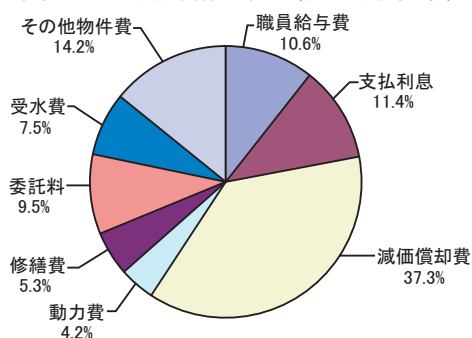
(1)給水原価と費用構成

平成25年度の1 m³当たりの給水原価は302円83銭で、前年度（295円88銭）に比べて6円95銭、2.3%増加している。

法適用事業の給水原価は328円32銭で、前年度（300円44銭）に比べ27円89銭、9.3%増加している。また、給水原価の内訳をみると、資本費（減価償却費＋企業債利息）が159円77銭（前年度143円14銭）、職員給与費が34円81銭（前年度36円3銭）となっており、それぞれ給水原価の48.7%、10.6%を占めている。

法非適用事業の給水原価は301円99銭で、前年度（295円74銭）に比べ6円25銭、2.1%増加している。また、給水原価の内訳をみると、資本費（地方債償還金（繰上償還分除く。）＋地方債利息）は170円72銭（前年度170円39銭）、職員給与費は27円15銭（前年度26円77銭）となっており、それぞれ給水原価の56.5%、9.0%を占めている。（図－5、表－7、表－8）

図－5 費用構成表（法適用事業）



表－7 給水原価及び供給単価の推移

項 目		年 度				
		21	22	23	24	25
全 事 業	給水原価 (円・銭/m ³)	276.33	277.31	291.25	295.88	302.83
	対前年度増減率 (%)	1.8	0.4	5.0	1.6	2.3
	供給単価 (円・銭/m ³)	157.33	158.18	160.20	162.19	163.49
	対前年度増減率 (%)	1.2	0.5	1.3	1.2	0.8
法 適 用 事 業	給水原価 (円・銭/m ³)	256.09	290.56	287.76	300.44	328.32
	対前年度増減率 (%)	△ 1.6	13.5	△ 1.0	4.4	9.3
	供給単価 (円・銭/m ³)	170.75	181.88	182.25	187.92	187.36
	対前年度増減率 (%)	△ 1.7	6.5	0.2	3.1	△ 0.3
法 非 適 用 事 業	給水原価 (円・銭/m ³)	277.02	276.96	291.35	295.74	301.99
	対前年度増減率 (%)	2.0	△ 0.0	5.2	1.5	2.1
	供給単価 (円・銭/m ³)	156.87	157.55	159.57	161.39	162.71
	対前年度増減率 (%)	1.3	0.4	1.3	1.1	0.8

(注) 法非適用事業の給水原価は繰上償還した額を除いたものである。

表－8 費用構成表 (法適用事業)

(単位: 円・銭/m³、%)

項 目			年 度										
			21		22		23		24		25		
区 分			給水原価	構成比	給水原価	構成比	給水原価	構成比	給水原価	構成比	給水原価	構成比	
職 員 給 与 費	基 本 給 当 金 退 職 給 与 金 法 定 福 利 費 計	給	12.95	5.1	15.68	5.4	16.52	5.7	16.75	5.6	17.43	5.3	
		当	6.42	2.5	7.78	2.7	8.70	3.0	8.44	2.8	8.58	2.6	
		金	-	-	-	-	-	0.0	0.41	0.1	0.39	0.1	
		給	0.57	0.2	0.97	0.3	2.07	0.7	4.36	1.5	2.04	0.6	
		費	4.32	1.7	5.63	1.9	6.16	2.1	6.07	2.0	6.37	1.9	
計			24.26	9.5	30.06	10.3	33.44	11.6	36.03	12.0	34.81	10.6	
支 払	利	息	41.80	16.3	38.34	13.2	37.34	13.0	37.06	12.3	37.46	11.4	
	う ち	企 業 債 利 息	41.78	16.3	38.30	13.2	37.31	13.0	37.04	12.3	37.45	11.4	
減 価 償 却 費	動	力	費	10.82	4.2	10.92	3.8	12.32	4.3	11.99	4.0	13.86	4.2
	光 熱	水	費	0.83	0.3	0.91	0.3	0.94	0.3	1.24	0.4	1.41	0.4
通 信	運	搬	費	1.85	0.7	2.15	0.7	2.25	0.8	2.20	0.7	2.44	0.7
	修	繕	費	13.81	5.4	19.11	6.6	16.09	5.6	17.46	5.8	17.36	5.3
材 料	費	費	0.96	0.4	0.96	0.3	0.70	0.2	0.50	0.2	0.65	0.2	
	薬 品	費	1.86	0.7	2.22	0.8	1.72	0.6	1.86	0.6	2.38	0.7	
路 面	復	旧	費	0.29	0.1	0.09	0.0	0.36	0.1	0.29	0.1	0.18	0.1
	委 託	料	17.39	6.8	27.64	9.5	25.99	9.0	27.69	9.2	31.20	9.5	
受 水	う ち	原 水 及 び 浄 水 費	8.33	3.3	15.05	5.2	11.65	4.0	14.18	4.7	17.12	5.2	
	う ち	配 水 及 び 給 水 費	4.59	1.8	7.77	2.7	8.58	3.0	7.49	2.5	6.89	2.1	
	う ち	業 務 費	0.87	0.3	1.40	0.5	1.42	0.5	1.75	0.6	1.96	0.6	
	う ち	総 係 費	3.56	1.4	3.35	1.2	4.35	1.5	4.26	1.4	5.21	1.6	
そ の 他	水	費	22.57	8.8	30.14	10.4	27.30	9.5	26.32	8.8	24.77	7.5	
	う ち	資 本 費 相 当 分	14.24	5.6	18.91	6.5	17.07	5.9	16.47	5.5	15.26	4.6	
費 用	合	計	256.09	100.0	290.56	100.0	287.76	100.0	300.44	100.0	328.32	100.0	
	そ の 他	費	22.32	8.7	23.36	8.0	28.76	10.0	30.10	10.0	36.33	11.1	

(注) 費用合計 = 経常費用 - (受託工事費 + 附帯事業費 + 材料及び不用品売却原価)

(2)供給単価

平成25年度における1 m³当たりの供給単価は163円49銭で、前年度（162円19銭）に比べ1円30銭、0.8%増加している。

法適用事業の供給単価は187円36銭で、前年度（187円92銭）に比べ55銭、0.3%減少している。

法非適用事業の供給単価は162円71銭で、前年度（161円39銭）に比べ1円32銭、0.8%増加している。（表－7）

(3)人口規模別給水原価・供給単価及び水道料金

現在給水人口別に給水原価をみると、規模が小さい事業ほど総じて給水原価が高くなる傾向となっている。これは、人口の集中度、地形的要因等によって配水管等の施設効率が悪く、単位数量あたりの資本費、動力費等が割高になることによるものと考えられる。一方、供給単価については、人口規模による格差は比較的少なく、給水原価に比べて低い設定となっている。

水道料金については、1ヶ月10m³当たり（家庭用・口径13mm）の平均額は1,520円（税込み）となっており、上水道事業の水道料金（1,489円）に比べ31円、2.0%高くなっている。なお、平成25年度中に料金改定を実施した事業は43事業で、簡易水道事業の5.7%である。（表－9、表－10、表－11、表－12）

(4)料金回収率

料金回収率は、給水原価と供給単価の関係を見るものであるが、全事業で54.0%、法適用事業57.1%、法非適用事業53.9%となっており、給水人口が少ない事業ほど回収率が低い傾向にある。

料金回収率が100%を下回っている場合は、給水にかかる費用が水道料金以外の収入により賄われていることを意味している。

簡易水道事業の給水原価は、上水道事業の給水原価（173円18銭）と比較して、129円65銭高いにもかかわらず、水道料金が低く設定されているため、供給単価が上水道事業の供給単価（171円85銭）と比較して、8円36銭低くなっている。このため、上水道事業の料金回収率99.2%と比較すると、簡易水道事業の料金回収率は45.2ポイント低くなっている。（表－12）

簡易水道事業は、主として農山漁村地域に布設されるものであることから、小規模で経営基盤が脆弱であるため、上水道事業より手厚い繰出基準による財政措置が講じられているところであるが、料金回収率が著しく低く、繰出基準に定める事由以外の繰入金によって収入不足を補填しているような事業体にあっては、適切な料金収入の確保が求められるところである。

表-9 規模別1㎡当たり給水原価調(事業数)

現在給水人口 段階区分 給水原価	法 適用 事業	法 非 適 用 事 業							計	合計
		～ 1,000	1,001 ～2,000	2,001 ～4,000	4,001 ～5,000	5,001 ～7,000	7,001 ～10,000	10,001 ～		
100円未満	(8.0) 2	(8.0) 12	(1.0) 1	(6.7) 13	(6.9) 5	(11.3) 9	(8.3) 5	(1.2) 1	(6.3) 46	(6.3) 48
100円以上 200円未満	(12.0) 3	(18.0) 27	(18.6) 18	(25.8) 50	(15.3) 11	(30.0) 24	(28.3) 17	(14.6) 12	(21.6) 159	(21.3) 162
200円以上 300円未満	(24.0) 6	(14.7) 22	(21.6) 21	(22.7) 44	(29.2) 21	(27.5) 22	(25.0) 15	(34.1) 28	(23.5) 173	(23.6) 179
300円以上 400円未満	(8.0) 2	(12.0) 18	(17.5) 17	(18.0) 35	(20.8) 15	(10.0) 8	(16.7) 10	(23.2) 19	(16.6) 122	(16.3) 124
400円以上 500円未満	(12.0) 3	(10.0) 15	(12.4) 12	(10.8) 21	(23.6) 17	(10.0) 8	(6.7) 4	(15.9) 13	(12.2) 90	(12.2) 93
500円以上	(36.0) 9	(37.3) 56	(28.9) 28	(16.0) 31	(4.2) 3	(11.3) 9	(15.0) 9	(11.0) 9	(19.7) 145	(20.3) 154
合 計	(100.0) 25	(100.0) 150	(100.0) 97	(100.0) 194	(100.0) 72	(100.0) 80	(100.0) 60	(100.0) 82	(100.0) 735	(100.0) 760

(注) () 書は各現在給水人口段階区分における構成比であり、単位は%である。

表-10 規模別1㎡当たり供給単価調(事業数)

現在給水人口 段階区分 供給単価	法 適用 事業	法 非 適 用 事 業							計	合計
		～ 1,000	1,001 ～2,000	2,001 ～4,000	4,001 ～5,000	5,001 ～7,000	7,001 ～10,000	10,001 ～		
100円未満	(12.0) 3	(20.0) 30	(19.6) 19	(13.4) 26	(5.6) 4	(20.0) 16	(13.3) 8	(4.9) 4	(14.6) 107	(14.5) 110
100円以上 200円未満	(28.0) 7	(44.7) 67	(55.7) 54	(52.6) 102	(62.5) 45	(58.8) 47	(71.7) 43	(61.0) 50	(55.5) 408	(54.6) 415
200円以上 300円未満	(48.0) 12	(25.3) 38	(23.7) 23	(30.4) 59	(31.9) 23	(21.3) 17	(15.0) 9	(34.1) 28	(26.8) 197	(27.5) 209
300円以上 400円未満	(8.0) 2	(7.3) 11	(-) -	(3.6) 7	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(2.4) 18	(2.6) 20
400円以上 500円未満	(-) -	(2.7) 4	(1.0) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(0.7) 5	(0.7) 5
500円以上	(4.0) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(0.1) 1
合 計	(100.0) 25	(100.0) 150	(100.0) 97	(100.0) 194	(100.0) 72	(100.0) 80	(100.0) 60	(100.0) 82	(100.0) 735	(100.0) 760

(注) () 書は各現在給水人口段階区分における構成比であり、単位は%である。

表-11 規模別家庭用10㎡当たり水道料金(事業数)

現在給水人口 段階区分 料 金	法 適用 事業	法 非 適 用 事 業							計	合計
		～ 1,000	1,001 ～2,000	2,001 ～4,000	4,001 ～5,000	5,001 ～7,000	7,001 ～10,000	10,001 ～		
500円未満	(-) -	(4.0) 6	(2.1) 2	(2.1) 4	(2.8) 2	(3.8) 3	(1.7) 1	(-) -	(2.4) 18	(2.4) 18
500円以上 1000円未満	(20.0) 5	(16.0) 24	(20.6) 20	(17.5) 34	(6.9) 5	(17.5) 14	(20.0) 12	(9.8) 8	(15.9) 117	(16.1) 122
1000円以上 1500円未満	(20.0) 5	(26.7) 40	(32.0) 31	(25.8) 50	(31.9) 23	(40.0) 32	(38.3) 23	(35.4) 29	(31.0) 228	(30.7) 233
1500円以上 2000円未満	(20.0) 5	(26.7) 40	(27.8) 27	(32.0) 62	(43.1) 31	(30.0) 24	(36.7) 22	(36.6) 30	(32.1) 236	(31.7) 241
2000円以上 2500円未満	(16.0) 4	(18.7) 28	(13.4) 13	(16.0) 31	(9.7) 7	(8.8) 7	(1.7) 1	(14.6) 12	(13.5) 99	(13.6) 103
2500円以上 3000円未満	(20.0) 5	(3.3) 5	(2.1) 2	(6.2) 12	(4.2) 3	(-) -	(1.7) 1	(3.7) 3	(3.5) 26	(4.1) 31
3000円以上	(4.0) 1	(4.7) 7	(2.1) 2	(0.5) 1	(1.4) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(1.5) 11	(1.6) 12
合 計	(100.0) 25	(100.0) 150	(100.0) 97	(100.0) 194	(100.0) 72	(100.0) 80	(100.0) 60	(100.0) 82	(100.0) 735	(100.0) 760

(注) () 書は各現在給水人口段階区分における構成比であり、単位は%である。

表－12 規模別給水原価・供給単価及び料金回収率調

1 全事業

項目	現在給水人口 段階区分							合 計
	～ 1,000	1,001 ～2,000	2,001 ～4,000	4,001 ～5,000	5,001 ～7,000	7,001 ～10,000	10,001 ～	
事業数 (事業)	153	101	204	74	80	64	84	760
平均給水人口 (人)	471	1,513	2,953	4,485	5,836	8,364	16,813	4,702
10m ³ 当たり料金 (円)	1,627	1,440	1,568	1,585	1,345	1,341	1,552	1,520
給水原価 (円・銭/m ³) (A)	432.80	369.52	294.71	306.51	250.06	274.00	320.21	302.83
うち資本費 (円・銭/m ³)	202.23	187.96	160.47	179.30	131.27	160.93	186.98	170.37
供給単価 (円・銭/m ³) (B)	165.74	149.56	163.62	174.12	145.66	146.03	175.97	163.49
料金改定実施事業数 (事業)	7	5	11	-	6	1	13	43
料金回収率 (%) (B)/(A)	38.3	40.5	55.5	56.8	58.3	53.3	55.0	54.0

2 法適用事業

項目	現在給水人口 段階区分							合 計
	～ 1,000	1,001 ～2,000	2,001 ～4,000	4,001 ～5,000	5,001 ～7,000	7,001 ～10,000	10,001 ～	
事業数 (事業)	3	4	10	2	-	4	2	25
平均給水人口 (人)	410	1,870	3,160	4,524	-	8,573	13,228	4,404
10m ³ 当たり料金 (円)	1,997	1,319	2,072	1,713	-	1,538	1,667	1,796
給水原価 (円・銭/m ³) (A)	373	556	339	489	-	222	320	328
うち資本費 (円・銭/m ³)	116	180	155	322	-	119	164	160
供給単価 (円・銭/m ³) (B)	244	152	207	204	-	161	185	187
料金改定実施事業数 (事業)	-	1	1	-	-	-	-	2
料金回収率 (%) (B)/(A)	65.4	27.4	61.2	42	0.0	72.8	57.8	57.1

3 法非適用事業

項目	現在給水人口 段階区分							合 計
	～ 1,000	1,001 ～2,000	2,001 ～4,000	4,001 ～5,000	5,001 ～7,000	7,001 ～10,000	10,001 ～	
事業数 (事業)	150	97	194	72	80	60	82	735
平均給水人口 (人)	472	1,498	2,942	4,484	5,836	8,351	16,901	4,712
平均箇所数 (箇所)	2	3	4	5	9	10	18	6
10m ³ 当たり料金 (円)	1,620	1,445	1,542	1,581	1,345	1,328	1,549	1,511
給水原価 (円・銭/m ³) (A)	433.79	361.08	291.47	302.13	250.06	277.12	320.22	301.99
うち資本費 (円・銭/m ³)	203.66	188.32	160.87	175.87	131.27	163.42	187.41	170.72
供給単価 (円・銭/m ³) (B)	164.44	149.44	160.41	173.40	145.66	145.11	175.80	162.71
料金改定実施事業数 (事業)	7	4	10	-	6	1	13	41
料金回収率 (%) (B)/(A)	37.9	41.4	55.0	57.4	58.3	52.4	54.9	53.9

(注) 1 10m³当たり料金は、家庭用口径13mmで1ヶ月10m³使ったときの料金(メータ使用料等も含む。税込み)である。

2 平均箇所数は簡易水道の数を事業数で除したものである。

3 法非適用事業の給水原価及び資本費は繰上償還した額を除いたものである。

5. 職員数及び職員給与費

平成25年度における簡易水道事業に従事する職員数は1,732人（法適用事業65人、法非適用事業1,667人）で、前年度1,757人（法適用事業59人、法非適用事業1,698人）に比べて25人、1.4%減少（法適用事業6人増加、法非適用事業31人減少）している。

なお、水道事業の職員数は43,179人で、そのうち簡易水道事業の占める割合は4.0%（法適用事業0.2%、法非適用事業3.9%）となっている。

また、法適用事業の1人当たり平均月収額は472,132円で、前年度（498,877円）に比べて26,744円、5.4%減少している。（表-13、表-14）

表-13 職員数の状況

(単位：人)

項目		年度	21	22	23	24	25
職員数	全体	損益勘定所属職員数	1,799	1,698	1,625	1,571	1,543
		資本勘定所属職員数	191	183	179	186	189
		合計	1,990	1,881	1,804	1,757	1,732
	法適用	損益勘定所属職員数	49	45	48	51	57
		資本勘定所属職員数	11	6	5	8	8
		合計	60	51	53	59	65
	法非適用	損益勘定所属職員数	1,750	1,653	1,577	1,520	1,486
		資本勘定所属職員数	180	177	174	178	181
		合計	1,930	1,830	1,751	1,698	1,667

表-14 職員給与費（平均月収額）の状況（法適用事業）

項目		年度	21	22	23	24	25	
職員給与費	年度末職員数(人)		60	51	53	59	65	
	ア 基本給(円)		326,155	331,928	334,454	338,151	319,401	
	イ 手当(円)		163,246	165,508	174,256	160,725	152,732	
	内訳	ウ 時間外勤務手当(円)		26,131	29,562	37,097	22,910	22,734
		エ 特殊勤務手当(円)		359	117	213	1,734	1,452
		オ 期末勤勉手当(円)		116,633	111,918	115,581	116,266	110,567
		カ その他(円)		20,123	23,911	21,365	19,815	17,978
	キ 計(円)		489,401	497,436	508,710	498,877	472,132	
	ク 平均年齢(歳)		40	41	42	42	44	
	ケ 平均勤続年齢(年)		19	18	18	19	20	

6. 建設投資の状況

平成25年度における簡易水道事業の建設投資額は900億71百万円で、前年度（775億2百万円）に比べて125億69百万円、16.2%増加している。

建設投資の財源としては、地方債が469億62百万円（構成比52.1%）と最も多く、次いで国庫（県）補助金が215億87百万円（構成比24.0%）、他会計繰入金が110億47百万円（構成比12.3%）となっている。

法適用事業の建設投資額は24億82百万円で、前年度（22億31百万円）に比べて2億52百万円、11.3%増加している。

法非適用事業の建設投資額は875億89百万円で、前年度（752億71百万円）に比べて123億17百万円、16.4%増加している。

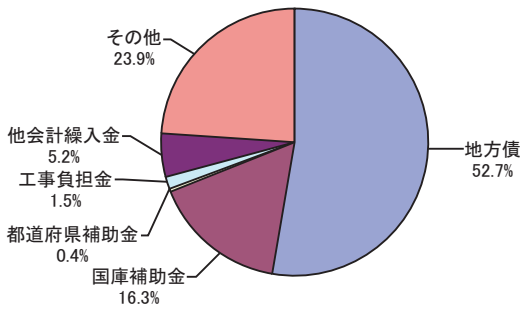
なお、水道事業の建設投資額は9,603億18百万円で、そのうち簡易水道事業の占める割合は9.4%（法適用事業0.3%、法非適用事業9.1%）となっている。（図－6、図－7、表－15）

表－15 建設投資額及びその内訳

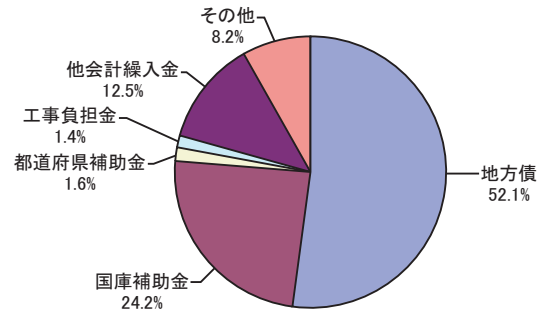
（単位：百万円、%）

項目	年度 区分	21	22		23		24		25	
		金額	金額	対前年度 増減率	金額	対前年度 増減率	金額	対前年度 増減率	金額	対前年度 増減率
全 事 業	地 方 債	33,837	30,559	△9.7	33,196	8.6	37,186	12.0	46,962	26.3
	国 庫 補 助 金	14,086	13,527	△4.0	14,371	6.2	18,327	27.5	21,587	17.8
	都道府県補助金	1,144	916	△19.9	696	△23.9	809	16.1	1,418	75.4
	工 事 負 担 金	2,120	1,711	△19.3	1,879	9.8	1,316	△29.9	1,298	△1.4
	他会計繰入金	11,891	9,060	△23.8	8,545	△5.7	13,177	54.2	11,047	△16.2
	そ の 他	9,130	7,766	△14.9	6,787	△12.6	6,687	△1.5	7,759	16.0
	合 計	72,207	63,539	△12.0	65,475	3.0	77,502	18.4	90,071	16.2
内 法 適 用 事 業	地 方 債	1,996	412	△79.4	786	90.8	1,090	38.8	1,308	20.0
	国 庫 補 助 金	572	136	△76.2	167	22.5	275	64.6	404	46.9
	都道府県補助金	40	5	△87.5	6	20.0	23	283.3	9	△60.9
	工 事 負 担 金	219	87	△60.3	39	△55.2	58	48.7	37	△36.2
	他会計繰入金	246	88	△64.2	46	△47.7	149	223.9	130	△12.8
	そ の 他	759	598	△21.3	612	2.4	636	3.9	594	△6.5
	合 計	3,831	1,325	△65.4	1,655	24.9	2,231	34.8	2,482	11.3
内 法 非 適 用 事 業	地 方 債	31,841	30,147	△5.3	32,411	7.5	36,097	11.4	45,654	26.5
	国 庫 補 助 金	13,514	13,390	△0.9	14,204	6.1	18,052	27.1	21,184	17.3
	都道府県補助金	1,104	910	△17.5	690	△24.2	786	13.8	1,409	79.3
	工 事 負 担 金	1,900	1,624	△14.5	1,840	13.3	1,258	△31.6	1,261	0.2
	他会計繰入金	11,646	8,973	△23.0	8,499	△5.3	13,028	53.3	10,917	△16.2
	そ の 他	8,371	7,168	△14.4	6,176	△13.8	6,051	△2.0	7,165	18.4
	合 計	68,375	62,213	△9.0	63,820	2.6	75,271	17.9	87,589	16.4

図－6 平成25年度建設投資額の財源内訳
(法適用事業)



図－7 平成25年度建設投資額の財源内訳
(法非適用事業)



7. 他会計繰入金の状況

平成25年度における他会計からの繰入金は680億22百万円で、前年度（710億3百万円）に比べて29億81百万円、4.2%減少している。

収益的収入への繰入金は238億37百万円で、前年度（231億83百万円）に比べて6億54百万円、2.8%増加している。また、収益的収入に占める繰入金の割合は26.3%で、法適用事業では36.4%、法非適用事業では25.9%となっている。

資本的収入への繰入金は441億85百万円で、前年度（478億20百万円）に比べて36億35百万円、7.6%減少している。また、資本的収入に占める繰入金の割合は36.7%で、法適用事業では31.1%、法非適用事業では36.8%となっている。

なお、水道事業の他会計繰入金は1,850億円、そのうち簡易水道事業の占める割合は36.8%（法適用事業1.2%、法非適用事業35.6%）となっている。また、収益的収入及び資本的収入に対する繰入金の割合は、それぞれ上水道事業（収益的収入に占める割合1.8%、資本的収入に占める割合16.2%）より高いものとなっている。（表－16）

表-16 他会計繰入金の状況

(単位：百万円、%)

項 目	年度 区 分	21	22		23		24		25	
		金額	金額	対前年度 増減率	金額	対前年度 増減率	金額	対前年度 増減率	金額	対前年度 増減率
他会計繰入金	収益的収入への繰入金 (A)	24,637	23,606	△4.2	23,858	1.1	23,183	△2.8	23,837	2.8
	他会計繰入金	24,637	23,606	△4.2	23,858	1.1	23,183	△2.8	23,837	2.8
	{ 法適用事業	1,191	1,331	11.7	1,228	△7.8	1,325	7.9	1,451	9.5
	{ 法非適用事業	23,446	22,275	△5.0	22,630	1.6	21,858	△3.4	22,386	2.4
	資本的収入への繰入金 (B)	45,670	41,381	△9.4	41,918	1.3	47,820	14.1	44,185	△7.6
	出 資 金	11,757	179	△98.5	245	36.6	396	62.0	407	2.5
	{ 法適用事業	331	179	△45.9	245	36.9	396	62.0	407	2.7
	{ 法非適用事業	11,426	-	皆減	-	-	-	-	-	-
	長期借入金	91	29	△68.1	65	124.1	30	△53.8	-	皆減
	{ 法適用事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	{ 法非適用事業	91	29	△68.1	65	124.1	30	△53.8	-	皆減
	補助 金	33,770	41,161	21.9	41,599	1.1	47,377	13.9	43,755	△7.6
	{ 法適用事業	236	173	△26.7	185	6.9	250	35.1	363	45.2
	{ 法非適用事業	33,534	40,987	22.2	41,414	1.0	47,127	13.8	43,391	△7.9
負 担 金	52	12	△76.9	9	△25.0	17	88.9	24	41.2	
法適用事業	52	12	△76.9	9	△25.0	17	88.9	24	41.2	
計 (A) + (B)	70,307	64,987	△7.6	65,776	1.2	71,003	7.9	68,022	△4.2	
収益的収入 (C)	100,101	95,744	△4.4	92,908	△3.0	91,552	△1.5	90,572	△1.1	
{ 法適用事業	3,842	3,464	△9.8	3,473	0.3	3,759	8.2	3,984	6.0	
{ 法非適用事業	96,259	92,280	△4.1	89,436	△3.1	87,793	△1.8	86,588	△1.4	
資本的収入 (D)	111,340	92,539	△16.9	96,775	4.6	112,258	16.0	120,455	7.3	
{ 法適用事業	3,425	1,085	△68.3	1,473	35.8	2,227	51.2	2,552	14.6	
{ 法非適用事業	107,915	91,454	△15.3	95,301	4.2	110,030	15.5	117,903	7.2	
繰入金比率	収益的収入 $\frac{(A)}{(C)}$	24.6	24.7	-	25.7	-	25.3	-	26.3	-
	{ 法適用事業	31.0	38.4	-	35.4	-	35.3	-	36.4	-
	{ 法非適用事業	24.4	24.1	-	25.3	-	24.9	-	25.9	-
	資本的収入 $\frac{(B)}{(D)}$	41.0	44.7	-	43.3	-	42.6	-	36.7	-
	{ 法適用事業	18.1	33.6	-	29.8	-	29.8	-	31.1	-
	{ 法非適用事業	41.7	44.8	-	43.5	-	42.9	-	36.8	-
計 $\frac{(A) + (B)}{(C) + (D)}$	33.3	34.5	-	34.7	-	34.8	-	32.2	-	
{ 法適用事業	24.9	37.3	-	33.7	-	33.2	-	34.3	-	
{ 法非適用事業	33.5	34.4	-	34.7	-	34.9	-	32.2	-	

(注) 平成22年度から法非適用事業における他会計出資金を調査項目より削除し、他会計補助金へ含むこととした。

8. 附表

(1) 施設及び業務概況（全事業）

区 分	年 度				
	21	22	23	24	25
行政区域内人口 (人) (A)	32,657,247	32,295,719	30,667,929	30,234,731	28,246,865
計画給水人口 (人) (B)	5,548,192	5,378,187	5,198,999	5,076,484	4,942,544
現在給水人口 (人) (C)	4,152,854	3,984,842	3,827,304	3,700,709	3,573,560
普及率 (C) / (B) × 100 (%)	74.9	74.1	73.6	72.9	72.3
導送配水管延長 (km)	94,204	92,974	91,129	90,822	90,252
配水能力 (千m ³ /日)	2,586	2,529	2,449	2,396	2,373
年間総配水量 (千m ³)	565,101	555,644	539,540	525,084	512,506
1日平均配水量 (千m ³)	1,548	1,522	1,474	1,439	1,404
年間総有収水量 (千m ³)	442,548	432,015	412,189	400,521	388,145
1人1日平均有収水量 (ℓ)	292	297	294	297	298
有収率 (%)	78.3	77.8	76.4	76.3	75.7
施設利用率 (%)	59.9	60.2	60.2	60.0	59.2
給水原価 (円・銭/m ³)	276.33	277.31	291.25	295.88	302.83
供給単価 (円・銭/m ³)	157.33	158.18	160.20	162.19	163.49
職 員 数 (人)	1,990	1,881	1,804	1,757	1,732
損益勘定所属職員 (人)	1,799	1,698	1,625	1,571	1,543
資本勘定所属職員 (人)	191	183	179	186	189

(2) 法適用事業の概況（累年比較）

ア. 施設及び業務概況

項目		年度	21	22	23	24	25	
1.	管理者設置事業数		5	6	5	6	8	
	非設置事業数		16	15	17	17	17	
2.	施設	(1) 行政区域内人口 (人) (A)	1,601,533	1,968,244	2,078,512	2,083,246	2,461,486	
		(2) 計画給水人口 (人) (B)	157,093	124,293	135,532	144,193	152,027	
		(3) 現在給水人口 (人) (C)	125,704	92,731	101,840	106,338	110,101	
		(4) 普及率 (C)/(A)(%)	7.8	4.7	4.9	5.1	4.5	
			(C)/(B)(%)	80.0	74.6	75.1	73.7	72.4
		(5) 水対源する取水能力に	ア ダム以外の表流水 (%)	25.2	29.3	28.9	30.1	30.8
			イ ダム (%)	3.0	4.1	3.4	3.2	4.7
			ウ 伏流水 (%)	26.1	8.8	8.3	7.9	7.6
エ 地下水 (%)	25.5		30.0	34.2	34.6	33.9		
オ 受水 (%)	13.2		18.1	16.6	15.8	15.1		
	カ その他 (%)	7.1	9.7	8.5	8.4	8.0		
(6) 取水能力 (m ³ /日)	91,193	66,179	69,584	73,257	76,776			
(7) 水利権 (m ³ /日)	19,029	15,916	14,766	16,740	18,769			
(8) 導送配水管延長 (千m)(D)	2,261.33	1,995.18	2,248.98	2,472.40	2,713.22			
3.	業務	(1) 配水能力 (m ³ /日)(E)	82,056	63,246	66,170	69,302	72,931	
		(2) 年間総配水量 (千m ³)(F)	17,394.74	13,479.88	13,965.96	14,477.08	14,752.31	
		(3) 1日最大配水量 (m ³)(G)	64,058	47,576	49,288	50,350	51,226	
		(4) 1日平均配水量 (m ³)(H)	47,657	36,931	38,158	39,663	40,417	
		(5) 1人1日最大配水量 (G)/(C)(ℓ)	510	513	484	473	465	
		(6) 1人1日平均有収水量 (I)/(C)/365(ℓ)	319	329	309	312	308	
		(7) 年間総有収水量 (千m ³)(I)	14,627.10	11,119.90	11,526.73	12,114.70	12,396.93	
		(8) 有収率 (I)/(F)(%)	84.1	82.5	82.5	83.7	84.0	
4.	料金体系	ア 用途別	14	13	13	15	15	
		イ 口径別	6	8	8	9	11	
		ウ その他	2	2	2	2	2	
5.	職員	職員数 (人)	60	51	53	59	65	
		(1) 損益勘定所属職員数 (人)	49	45	48	51	57	
		うち	ア 原浄配水関係職員 (人)	36	36	38	40	45
			イ 検針・集金職員 (人)	2	1	1	1	1
		(2) 資本勘定所属職員数 (人)	11	6	5	8	8	
6.	業務分析	(1) 負荷率 (H)/(G)(%)	74.4	77.6	77.4	78.8	78.9	
		(2) 施設利用率 (H)/(E)(%)	58.1	58.4	57.7	57.2	55.4	
		(3) 最大稼働率 (G)/(E)(%)	78.1	75.2	74.5	72.7	70.2	
		(4) 導送配水管使用効率 (F)/(D)(m/m)	7.7	6.8	6.2	5.9	5.4	
		(5) 固定資産使用効率 (m ³ /万円)	2.90	3.03	2.91	2.80	2.53	
		(6) 供給単価 (円・銭/m ³)	170.75	181.88	182.25	187.92	187.36	
		(7) 給水原価 (円・銭/m ³)	256.09	290.56	287.76	300.44	328.32	
		(8) 職員1人当たり	ア 給水人口 (人)	2,565	2,061	2,122	2,085	1,932
			イ 有収水量 (m ³)	298,512	247,109	240,140	237,543	217,490
			ウ 営業収益 (千円)	51,620	45,326	44,190	45,094	41,164
		(9) 有収水量1万m ³ 当たり職員数	損益勘定所属職員 (人)	12	15	15	15	17
			ア 原浄配水関係 (人)	9	12	12	12	13
イ 検針・集金 (人)	0		0	0	0	0		

イ. 損益計算書（累年比較）

（単位：千円）

項 目	年 度	21	22	23	24	25
1. 総 収 益 (B)+(E) (A)		3,842,296	3,463,833	3,472,709	3,758,671	3,983,542
(1) 経 常 収 益 (C)+(D) (B)		3,841,940	3,463,811	3,472,119	3,757,547	3,938,200
ア 営 業 収 益 (C)		2,551,489	2,052,364	2,130,375	2,305,975	2,359,322
(ア) 給 水 収 益		2,497,627	2,022,496	2,100,707	2,276,549	2,322,749
(イ) 受 託 工 事 収 益		22,109	12,688	9,251	6,168	12,992
(ウ) そ の 他 営 業 収 益		31,753	17,180	20,417	23,258	23,581
うち他会計負担金		14,158	6,309	5,546	6,577	5,283
イ 営 業 外 収 益 (D)		1,290,451	1,411,447	1,341,744	1,451,572	1,578,878
(ア) 受 取 利 息 及 び 配 当 金		11,168	6,016	4,689	4,811	4,761
(イ) 受 託 工 事 収 益		-	179	63	767	1,134
(ウ) 国 庫 (県) 補 助 金		23,172	23,552	80,818	73,673	67,910
(エ) 他 会 計 補 助 金		1,177,312	1,324,633	1,222,219	1,318,507	1,445,280
(オ) 雑 収 益		78,799	57,067	33,955	53,814	59,793
(2) 特 別 利 益 (E)		356	22	590	1,124	45,342
うち { 他 会 計 繰 入 金		-	-	-	-	-
{ 固 定 資 産 売 却 益		-	-	305	935	422
2. 総 費 用 (G)+(J) (F)		3,769,580	3,247,874	3,328,400	3,653,217	4,120,721
(1) 経 常 費 用 (H)+(I) (G)		3,762,146	3,243,235	3,325,467	3,645,111	4,082,126
ア 営 業 費 用 (H)		3,122,070	2,788,484	2,838,172	3,138,939	3,547,486
(ア) 原 水 及 び 浄 水 費 (受 水 費 を 含 む)		795,930	779,210	736,257	820,069	921,096
(イ) 配 水 費 及 び 給 水 費		350,902	415,739	443,882	459,400	450,821
(ウ) 受 託 工 事 費		16,221	12,287	8,421	5,375	11,120
(エ) 業 務 費		133,677	135,208	126,903	127,560	135,782
(オ) 総 係 費		294,068	219,612	283,481	331,271	372,479
(カ) 減 価 償 却 費		1,413,510	1,145,781	1,137,691	1,285,366	1,516,384
(キ) 資 産 減 耗 費		111,786	74,186	95,768	104,536	133,741
(ク) そ の 他 営 業 費 用		5,976	6,461	5,769	5,362	6,063
イ 営 業 外 費 用 (I)		640,076	454,751	487,295	506,172	534,640
(ア) 支 払 利 息		611,378	426,292	430,373	448,927	464,435
うち企業債利息		611,143	425,936	430,072	448,742	464,266
(イ) 企 業 債 取 扱 諸 費		-	-	-	-	-
(ウ) 繰 延 勘 定 償 却		7,500	-	500	500	500
(エ) そ の 他 営 業 外 費 用		21,198	28,459	56,422	56,745	69,705
(2) 特 別 損 失 (J)		7,434	4,639	2,933	8,106	38,595
うち職員給与費		-	-	-	-	-
3. 経 常 利 益		198,673	232,247	194,953	219,146	162,722
4. 経 常 損 失		118,879	11,671	48,301	106,710	306,648
5. 当 年 度 純 利 益		193,447	227,862	192,719	213,259	170,526
6. 当 年 度 純 損 失		120,731	11,903	48,410	107,805	307,705

ウ. 資本収支

(単位：千円)

項 目		年 度				
		21	22	23	24	25
1. 資本的収入	(1) 企 業 債	2,090,700	508,200	821,700	1,205,900	1,307,900
	うち建設改良のためのもの	1,995,800	398,100	775,700	1,089,900	1,307,900
	(2) 他 会 計 出 資 金	330,871	179,186	244,687	396,466	406,518
	(3) 他 会 計 負 担 金	51,619	12,413	9,494	16,908	24,024
	(4) 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-
	(5) 他 会 計 補 助 金	235,549	173,264	184,961	249,668	363,361
	(6) 固 定 資 産 売 却 代 金	638	44	53	168	39
	(7) 国 庫 (県) 補 助 金	611,656	141,574	184,474	304,681	419,490
	(8) 工 事 負 担 金	240,251	87,977	38,673	58,528	38,639
	(9) そ の 他	11,831	29,894	402	1,844	5,077
	(10) 計 (A)	3,573,115	1,132,552	1,484,444	2,234,163	2,565,048
	(11) うち翌年度への繰越財源 (B)	77,805	47,661	10,967	6,889	13,294
	(12) 前年度同意等債で今年度収入分 (C)	70,000	-	-	-	-
(13) 純計 (A) - {(B)+(C)} (D)	3,425,310	1,084,891	1,473,477	2,227,274	2,551,754	
2. 資本的支出	(1) 建 設 改 良 費	3,831,368	1,325,394	1,654,900	2,230,513	2,482,372
	うち職員給与費	69,621	42,828	37,906	66,038	60,250
	(2) 企 業 債 償 還 金	893,530	859,316	1,032,090	1,219,241	1,291,426
	うち建設改良のためのもの	773,454	762,792	983,671	1,124,303	1,286,118
	(3) 他会計からの長期借入金返還金	1,437	1,137	1,137	600	-
	(4) 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-
(5) そ の 他	2,435	450	528	19,699	13,793	
(6) 計 (E)	4,728,770	2,186,297	2,688,655	3,470,053	3,787,591	
3. 差 引	{ 差 額	-	-	-	-	1,354
	((D)-(E)) { 収 支 不 足 額 (F)	1,303,460	1,101,406	1,215,178	1,242,779	1,237,191
4. 補填財源	(1) 過年度分損益勘定留保資金	602,566	573,046	602,491	687,972	675,630
	(2) 当年度分損益勘定留保資金	302,899	315,081	438,694	464,159	464,486
	(3) 繰越利益剰余金処分額	-	-	-	-	-
	(4) 当年度利益剰余金処分額	-	24,044	3,610	-	-
	(5) 積立金の取りくずし額	114,151	60,348	87,998	24,078	32,517
	(6) 繰越工事資金	119,000	77,805	47,661	10,967	6,889
	(7) そ の 他	94,844	51,082	34,724	55,603	57,669
	(8) 計 (G)	1,233,460	1,101,406	1,215,178	1,242,779	1,237,191
5. 補填財源不足額(F)-(G) (H)	70,000	-	-	-	-	
6. 補填財源不足率(H)/(E)×100(%)	1.5	-	-	-	-	

工. 貸借対照表及び財務分析 (累年比較)

(単位：千円)

項 目		年 度					
		21	22	23	24	25	
1.	固定資産 (A)	60,182,428	44,697,913	48,156,370	51,894,883	58,646,599	
(1)	有形固定資産	60,051,772	44,523,872	47,987,340	51,674,418	58,222,861	
	土地償却資産	762,301	462,338	451,446	465,943	497,299	
	建物償却資産	70,770,944	53,222,719	59,174,221	63,803,630	73,275,052	
	減価償却累計額 (△)	15,402,974	13,332,826	15,299,853	16,345,578	19,398,966	
(2)	無形固定資産	3,921,500	4,171,639	3,661,526	3,750,423	3,849,476	
(3)	投資資産	67,001	79,703	64,851	92,346	389,685	
		63,655	94,338	104,179	128,119	34,053	
2.	流動資産 (B)	7,056,374	5,301,570	5,819,743	6,466,858	7,059,710	
うち	(1) 現金及び預金	5,755,371	4,485,031	5,112,019	5,539,983	6,033,097	
	(2) 未収収益	1,234,261	763,479	656,922	827,736	937,270	
	(3) 貯蔵品	16,748	15,890	16,182	16,654	14,974	
	(4) 短期有価証券	20,150	20,150	20,150	46,071	20,150	
3.	繰延勘定 (C)	30,000	2,500	2,000	1,500	1,000	
4.	資産合計 (A+B+C)	67,268,802	50,001,983	53,978,113	58,363,241	65,707,309	
5.	固定負債 (D)	333,671	347,744	212,023	220,734	236,150	
(1)	企業建設債	-	-	-	-	-	
(2)	再評価負債	-	-	-	-	-	
(3)	他会計借入金	150,000	150,000	-	-	-	
(4)	引当金	183,671	197,744	212,023	220,734	236,150	
(5)	その他	-	-	-	-	-	
6.	流動負債 (E)	991,175	485,113	448,429	609,266	667,078	
(1)	一時借入金	275,000	190,000	182,000	158,000	150,000	
(2)	未払金及び未払費用	690,367	271,890	241,868	426,100	492,979	
(3)	その他の負債	25,808	23,223	24,561	25,166	24,099	
7.	負債合計 (D+E)	1,324,846	832,857	660,452	830,000	903,228	
8.	資本金 (G)	41,380,296	26,138,806	27,068,989	29,902,150	32,641,150	
(1)	自己資本 (引継資本)	14,141,069	9,099,785	8,983,400	10,485,126	10,853,664	
	アイウエ再評価組入資本	10,544,054	5,490,750	4,287,208	5,377,461	5,343,061	
	アイウエ再評価組入資本 (造成資本)	2,780,016	2,596,999	3,060,895	3,398,592	3,964,909	
	アイウエ再評価組入資本 (入金)	816,999	1,012,036	1,635,297	1,709,073	1,545,694	
(2)	借入金 (業債)	27,239,227	17,039,021	18,085,589	19,417,024	21,787,486	
	アイウエ他会計借入金	27,236,353	17,037,284	18,084,989	19,417,024	21,787,486	
	アイウエ他会計借入金	2,874	1,737	600	-	-	
9.	剰余金 (H)	24,563,660	23,030,320	26,248,672	27,631,091	32,162,931	
(1)	資本剰余金 (国庫補助)	23,297,972	21,457,932	24,342,516	25,700,787	31,264,434	
	アイウエ再評価組入資本	13,414,366	11,592,658	13,168,235	13,992,178	17,567,497	
	アイウエ再評価組入資本 (負債)	3,821,837	3,653,994	3,981,049	4,236,518	4,348,851	
	アイウエ再評価組入資本 (他)	-	-	-	-	-	
(2)	利益剰余金 (剰余金)	6,061,769	6,211,280	7,193,232	7,472,091	9,348,086	
	アイウエ再評価組入資本	1,265,688	1,572,388	1,906,156	1,930,304	898,497	
	アイウエ再評価組入資本 (減価償却)	468,176	404,115	519,175	637,475	758,082	
	アイウエ再評価組入資本 (利益)	34,260	63,342	82,506	94,408	143,789	
	アイウエ再評価組入資本 (他)	1,235,701	1,154,922	1,361,385	1,320,408	1,372,624	
	アイウエ再評価組入資本 (当年度未処分利益)	490,787	421,215	393,634	408,432	328,468	
	アイウエ再評価組入資本 (当年度未処分利益)	963,236	471,206	450,544	530,419	1,704,466	
	アイウエ再評価組入資本 (当年度純利益)	193,447	227,862	192,719	213,259	170,526	
	アイウエ再評価組入資本 (当年度純損失)	120,731	11,903	45,799	107,805	307,705	
10.	資本合計 (G+H)	65,943,956	49,169,126	53,317,661	57,533,241	64,804,081	
11.	負債・資本合計 (F+I)	67,268,802	50,001,983	53,978,113	58,363,241	65,707,309	
12.	累積欠損	963,236	471,206	450,544	530,419	1,704,466	
13.	不良債権	-	-	21,044	-	-	
14.	実質資金不足	-	-	21,044	-	-	
15. 財務分析	1. 実質資金不足団体数比率	-	-	5	-	-	
	2. 実質資金不足比率	4.7	0.6	2.3	4.6	13.1	
	3. 実質資金不足比率	-	-	1.0	-	-	
	4. 自己資本構成比率	57.5	64.3	65.3	65.3	65.5	
	5. 固定資産対長期資本比率	90.8	90.3	90.0	89.9	90.2	
	6. 流動資産対長期資本比率	711.9	1,092.9	1,297.8	1,061.4	1,058.3	
	7. 累積欠損金比率	38.1	23.1	21.2	23.1	72.6	
	8. 営業取支比率	81.4	73.5	75.0	73.4	66.3	
	9. 企業債償還元金対減価償却額比率	54.7	66.6	86.5	87.5	84.8	
	料対する比率	10. 企業債償還元金	31.0	37.7	46.8	49.4	55.4
		11. 企業債償還元金	24.5	21.1	20.5	19.7	20.0
		12. 企業債償還元金	55.4	58.8	67.3	69.1	75.4
		13. 職員給与	14.2	16.5	18.4	19.2	18.6

(3) 法非適用事業の概況（累年比較）

ア. 施設及び業務概況

項 目		年 度				
		21	22	23	24	25
1. 事業数	(1) 県指 定 都 市 営	-	-	-	-	-
	(2) 指 市 定 都 市 営	5	6	5	5	4
	(3) 市 町 村 組 合 営	275	260	256	252	246
	(4) 一 部 村 組 合 営	505	503	494	486	482
	(5) 計 画 給 水 人 口 (人)	3	4	3	3	3
	(6) 黒 赤 字 事 業 数	788	773	758	746	735
	(7) 建 設 中 の 事 業 数	720	721	689	684	681
	(8) 設 計 中 の 事 業 数	67	52	69	62	54
2. 施設及び業務状況	(1) 行 政 区 域 内 現 在 人 口 (人) (A)	31,055,714	30,327,475	28,589,417	28,151,485	25,785,379
	(2) 計 画 給 水 人 口 (人) (B)	5,391,099	5,253,894	5,063,467	4,932,291	4,790,517
	(3) 普 及 給 水 人 口 (人) (C)	4,027,150	3,892,111	3,725,464	3,594,371	3,463,459
	(4) 普 及 率 ア (C)/(A) (%)	13.0	12.8	13.0	12.8	13.4
	(5) 導 送 配 水 管 延 長 (m) イ (C)/(B) (%)	74.7	74.1	73.6	72.9	72.3
	(6) 配 水 能 力 (千m ³ /日)	91,942,578	90,978,715	88,880,337	88,349,774	87,538,915
	(7) 年 間 総 配 水 量 (千m ³) (D)	2,504	2,466	2,383	2,327	2,300
	(8) 1 日 間 総 大 配 水 量 (千m ³) (E)	547,706	542,164	525,574	510,607	497,754
	(9) 年 間 総 有 収 水 量 (千m ³) (F)	2,014	2,046	1,989	1,901	1,858
	(10) 有 給 収 率 (F)/(D) (%)	427,921	420,895	400,662	388,406	375,748
3. 原価	(1) 水 給 原 単 価 (円/m ³)	78.1	77.6	76.2	76.1	75.5
	(2) 給 水 原 単 価 (円/m ³)	277.07	276.96	291.35	295.74	301.99
4. 職員数	(1) 計 画 勘 定 所 属 職 員 数 (人)	156.87	157.55	159.57	161.39	162.71
	(2) 実 際 勘 定 所 属 職 員 数 (人)	1,930	1,830	1,751	1,698	1,667
内 訳	{ ア 損 益 勘 定 所 属 職 員 数 (人)	1,750	1,653	1,577	1,520	1,486
	{ イ 資 本 勘 定 所 属 職 員 数 (人)	180	177	174	178	181

イ. 歳入歳出決算

(単位：百万円)

項 目		年 度				
		21	22	23	24	25
収益的収入	営 業 収 益 (受 託 工 事 収 入 を 除 く) (A)	69,655	67,729	65,095	63,829	62,324
	営 業 料 所 得 金 (B)	68,913	67,158	64,745	63,488	61,951
	営 業 外 収 入 (C)	67,129	66,313	63,934	62,685	61,136
	営 業 外 収 入 (D)	2,526	1,415	1,162	1,144	1,187
	営 業 外 収 入 (E)	26,604	24,551	24,340	23,964	24,264
収益的支出	取 営 業 外 費 (F)	23,446	22,275	22,630	21,858	22,386
	取 営 業 外 費 (G)	3,158	2,277	1,710	2,106	1,878
	取 営 業 外 費 (H)	96,259	92,280	89,436	87,793	86,588
	取 営 業 外 費 (I)	51,342	49,059	48,855	47,934	48,520
	取 営 業 外 費 (J)	12,336	11,399	10,790	10,398	10,202
資本的収入	支 出 差 引 (K)	39,007	37,659	38,064	37,536	38,317
	支 出 差 引 (L)	21,967	20,326	19,172	18,032	16,886
	支 出 差 引 (M)	(8)	(2)	(11)	(11)	(3)
	支 出 差 引 (N)	20,756	19,243	18,025	16,954	15,719
	支 出 差 引 (O)	73,309	69,385	68,027	65,965	65,405
資本的支出	支 出 差 引 (P)	22,950	22,895	21,409	21,828	21,183
	支 出 差 引 (Q)	41,788	31,472	33,997	39,032	46,483
	支 出 差 引 (R)	44,960	40,987	41,414	47,127	43,391
	支 出 差 引 (S)	91	29	65	30	-
	支 出 差 引 (T)	14,789	14,478	15,364	19,252	23,058
収 入 差 引 (U)	支 出 差 引 (V)	0	0	1	8	0
	支 出 差 引 (W)	2,178	1,864	1,938	1,372	1,491
	支 出 差 引 (X)	4,109	2,624	2,523	3,209	3,480
	支 出 差 引 (Y)	107,915	91,454	95,301	110,030	117,903
	支 出 差 引 (Z)	(1,131)	(1,116)	(1,064)	(1,126)	(1,155)
収 入 差 引 (AA)	支 出 差 引 (AB)	68,375	62,213	63,820	75,271	87,589
	支 出 差 引 (AC)	57,736	49,692	50,653	51,845	48,470
	支 出 差 引 (AD)	24	140	54	61	43
	支 出 差 引 (AE)	101	225	1,106	1,494	1,241
	支 出 差 引 (AF)	284	291	465	593	373
収 入 差 引 (AG)	支 出 差 引 (AH)	126,520	112,562	116,099	129,264	137,715
	支 出 差 引 (AI)	△ 18,605	△ 21,108	△ 20,797	△ 19,234	△ 19,812
	支 出 差 引 (AJ)	4,345	1,787	611	2,594	1,371
	支 出 差 引 (AK)	2,271	2,160	1,499	1,289	1,470
	支 出 差 引 (AL)	7,350	8,152	7,005	6,075	6,570
収 入 差 引 (AM)	支 出 差 引 (AN)	563	325	151	159	95
	支 出 差 引 (AO)	8,910	7,466	6,002	7,253	6,433
	支 出 差 引 (AP)	2,808	1,563	998	1,620	1,274
	支 出 差 引 (AQ)	6,514	6,068	5,242	5,728	5,397
	支 出 差 引 (AR)	411	165	238	95	238
収 入 差 引 (AS)	支 出 差 引 (AT)	0.6	0.2	0.4	0.2	0.4
	支 出 差 引 (AU)					

(注) 1 支払利息欄の()は一時借入金利息を示し、建設改良費欄の()は建設改良費所属の職員給与費を示す。

2 他会計繰入金(資本的収入) = 他会計出資金 + 他会計補助金(平成22年度から他会計出資金を調査項目より削除し、他会計補助金へ含む。)

9. 主要指標の動向

・本指標は、平成25年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、法適用事業25事業及び法非適用事業735事業の計760事業について集計したデータに基づき作成した。

・下記の指標に対応する数字・記号は、後掲「統計資料（法適用区分別、経営主体別決算・業務状況調）」に対応している。

・法適用事業については、事業数が少ないため、傾向等については記載していない。

・本指標の利用に当たっては、自らの事業体の数値を算出し、全国平均と比較を行うとともに、給水人口を基に同規模団体の数値と比較することで、経営分析に活用されたい。

(例) 普及率

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-5-(3)}{(1)-5-(2)} \times 100 \quad \frac{(1)\text{施設・業務概況及び経営分析に関する調、5.施設、(3)現在給水人口}}{(1)\text{施設・業務概況及び経営分析に関する調、5.施設、(2)計画給水人口}} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{2-(3)}{2-(2)} \times 100 \quad \frac{\text{施設・業務概況及び歳入歳出決算に関する調、2.施設、(3)現在給水人口}}{\text{施設・業務概況及び歳入歳出決算に関する調、2.施設、(2)計画給水人口}} \times 100 \end{array} \right]$$

ア. 業務の概況に関する指標

(1)普及率

当該団体	同規模団体	全国平均
		72.3

$$\left[\frac{\text{現在給水人口}}{\text{計画給水人口}} \times 100 \right]$$

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-5-(3)}{(1)-5-(2)} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{2-(3)}{2-(2)} \times 100 \end{array} \right]$$

【指標の説明】

事業認可に係る事業計画で定めた給水人口に対する普及率である。簡易水道事業においては、これまで各種の財政措置を通じて未普及地域の解消に努めてきたところであるが、建設規模の適正化を図る観点から、計画給水人口の見積もりが過大にならないよう留意する必要がある。

【傾向等】

普及率は、やや減少傾向を示しており、概ね給水人口が少ない事業ほど比率が低くなっている。これは簡易水道が農山漁村地域に多く、昨今の人口減少により、計画給水人口と現在給水人口との乖離が大きくなっていることが要因と考えられる。

区分	年度				
	21	22	23	24	25
法適用事業	80.0	74.6	75.1	73.7	72.4
法非適用事業	74.7	74.1	73.6	72.9	72.3
計	74.9	74.1	73.6	72.9	72.3

区分	給水人口							
	~1,000	1,001~2,000	2,001~4,000	4,001~5,000	5,001~7,000	7,001~10,000	10,001~	~
法適用事業	42.3	78.9	68.9	81.3	-	72.3	75.1	
法非適用事業	47.0	61.5	69.8	76.4	70.0	73.5	76.4	
計	46.9	62.2	69.7	76.5	70.0	73.4	76.3	

イ. 収益性（収支の状況）に関する指標

(1)総収支比率

$$\left[\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100 \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		130.3

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(2) - \text{損} - 1}{(2) - \text{損} - 2} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{7 - (1)}{7 - (2)} \times 100 \end{array} \right]$$

【指標の説明】

総収支比率は、損益計算上、総収益で総費用をどの程度賄うことができるかを示す指標である。この比率が100%未満の事業は、収益で費用を賄えていないことになる。ただし、法非適用事業については次指標の収益的収支比率と合わせて見る必要がある。

【傾向等】

総収支比率は、ほぼ横ばいで推移している。概ね給水人口規模の大きい事業ほど比率が高くなっており、規模の経済（スケールメリット）が働いていると考えられる。

年度 区分	年度				
	21	22	23	24	25
法適用事業	101.9	106.6	104.3	102.9	96.7
法非適用事業	131.3	133.0	131.5	133.1	132.4
計	129.9	131.8	130.2	131.5	130.3

区分	給水人口	給水人口						
		~1,000	1,001 ~2,000	2,001 ~4,000	4,001 ~5,000	5,001 ~7,000	7,001 ~10,000	10,001 ~
法適用事業		125.1	96.2	106.3	59.8	-	84.1	104.7
法非適用事業		113.6	116.5	130.1	137.8	131.8	131.6	136.8
計		113.8	114.4	127.0	132.7	131.8	127.8	135.8

(2)収益的収支比率

$$\left[\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100 \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		76.0

【算出式】

$$\left[\text{法非適用事業} \quad \frac{7 - (1)}{\langle 7 - (2) \rangle + \langle 8 - (2) - (イ) \rangle} \times 100 \right]$$

【指標の説明】

法非適用事業においては、固定資産の原価を費用に配分する減価償却の概念がない。

収益的収支比率は、減価償却費の代わりとして、固定資産取得の主たる財源である地方債による償還金を総収支比率の総費用に加え算出したものである。

【傾向等】

収益的収支比率は、ほぼ横ばいで推移している。法非適用事業の総収支比率は100%を上回っていたが、収益的収支比率では、すべての給水人口段階で100%を下回っており、経営の見直しが求められる。

年度	21	22	23	24	25
法非適用事業	73.5	77.5	75.4	74.5	76.0

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法非適用事業	72.9	70.8	75.9	76.4	79.9	72.0	77.2

(3)経常収支比率

$$\left[\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		96.5

【算出式】

$$\left[\text{法適用事業} \frac{\langle(2) - \text{損} - 1 - (1)\rangle + \langle(2) - \text{損} - 1 - (2)\rangle}{\langle(2) - \text{損} - 2 - (1)\rangle + \langle(2) - \text{損} - 2 - (2)\rangle} \times 100 \right]$$

【指標の説明】

経常収支比率は、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す指標である。この比率が100%未満の事業は経常損失が生じていることを意味する。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	102.1	106.8	104.4	103.1	96.5

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	110.1	96.2	106.3	59.8	-	84.2	104.9

(4)営業収支比率

$$\left[\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費}} \times 100 \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		124.4

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \frac{\langle(2) - \text{損} - 1 - (1)\rangle - \langle(2) - \text{損} - 1 - (1) - \text{イ}\rangle}{\langle(2) - \text{損} - 2 - (1)\rangle - \langle(2) - \text{損} - 2 - (1) - \text{ウ}\rangle} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \frac{\langle 7 - (1) - \text{ア}\rangle - \langle 7 - (1) - \text{ア} - (\text{イ})\rangle}{\langle 7 - (2) - \text{ア}\rangle - \langle 7 - (2) - \text{ア} - (\text{イ})\rangle} \times 100 \end{array} \right]$$

【指標の説明】

営業収支比率は、営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示す指標である。この比率が100%未満の事業は営業損失が生じていることを意味する。

【傾向等】

営業収支比率は概ね給水人口規模の大きい事業で比率が高くなっており、規模の経済(スケールメリット)が働いていると考えられる。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	81.4	73.5	75.0	73.4	66.3
法非適用事業	136.4	138.8	133.7	133.4	128.6
計	133.2	135.2	130.5	129.7	124.4

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	70.2	29.9	72.0	51.0	-	85.0	66.1
法非適用事業	73.6	90.3	127.2	145.0	126.6	131.5	137.5
計	73.5	83.0	119.3	138.1	126.6	127.1	134.8

(5)累積欠損金比率

当該団体	同規模団体	全国平均
		72.6

$$\left[\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100 \right]$$

【算出式】

$$\left[\text{法適用事業} \frac{(3)-12}{\langle(2)-損-1-(1)\rangle-\langle(2)-損-1-(1)-イ\rangle} \times 100 \right]$$

【指標の説明】

累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金の割合を表し、事業体の経営状況が健全状態にあるかどうかを見る指標である。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	38.1	23.1	21.2	23.1	72.6

給水人口	~1,000	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
法適用事業	137.2	207.0	14.5	624.8	-	37.6	0.0

(6)不良債務比率

当該団体	同規模団体	全国平均
		0.0

$$\left[\frac{\text{流動負債}-(\text{流動資産}-\text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100 \right]$$

【算出式】

$$\left[\text{法適用事業} \frac{\langle(3)-6\rangle-\{\langle(3)-2\rangle-\langle(2)-資-1-(12)\rangle\}}{\langle(2)-損-1-(1)\rangle-\langle(2)-損-1-(1)-イ\rangle} \times 100 \right]$$

【指標の説明】

不良債務比率は、不良債務の有無と営業収益との対応関係から事業体の経営状況を見る指標である。不良債務が生じている場合には、早急に経営健全化に取り組み、その解消を図る必要がある。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	-	-	-	-	-

給水人口	~1,000	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
法適用事業	-	-	-	-	-	-	-

ウ. 資産の状態に関する指標

(1)企業債償還元金対減価償却費比率

当該団体	同規模団体	全国平均
		84.8

$$\left[\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100 \right]$$

【算出式】

$$\left[\text{法適用事業} \frac{(2)-資-2-(2)-ア}{(2)-損-2-(1)-カ} \times 100 \right]$$

【指標の説明】

企業債償還元金対減価償却費比率は、投下資本の回収と再投資との間のバランスをみる指標

である。一般的に、この比率が100%を超えると再投資を行うに当たって外部資金に頼らざるを得なくなり、投資の健全性は損なわれることになる。なお、みなし償却を行っている場合は、この比率は必然的に高くなる。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	54.7	66.6	86.5	87.5	84.8

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	99.3	50.4	84.6	110.1	-	63.5	100.4

工. 財務比率に関する指標

(1)流動比率

$$\left[\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 \right]$$

【算出式】

$$\left[\text{法適用事業} \frac{(3) - 2}{(3) - 6} \times 100 \right]$$

【指標の説明】

流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合を表し、短期債務に対する支払い能力を見る指標である。流動比率は100%以上であることが必要であり、100%を下回っていれば不良債務が発生していることになる。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	711.9	1,092.9	1,297.8	1,061.4	1,058.3

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	587.7	247.7	1,434.5	1,478.5	-	1,717.6	3,383.3

(2)自己資本比率

$$\left[\frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100 \right]$$

【算出式】

$$\left[\text{法適用事業} \frac{\langle (3) - 8 - (1) \rangle + \langle (3) - 9 \rangle}{(3) - 11} \times 100 \right]$$

【指標の説明】

財務状態の長期的な安全性の見方として、その事業の資本構成がどのようになっているかが重要である。自己資本構成比率は、総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合であり、水道事業は、施設の建設費の大部分を企業債（借入資本金）で調達していることから、自己資本構成比率は低くなる傾向にあるが、事業経営の安定化を図るためには、自己資本の造成が必要である。

また、自己資本は、負債と異なり原則として返済する必要のない資本であり、支払利息が発生しないことから、自己資本による建設投資を行うほうが資本費を抑制する結果となる。なお、

自己資本のうち剰余金等の内部留保の構成率が高いほど資本構成の安全性が高いといえるが、例えば、企業債の借り入れを抑制するために、建設投資の財源を、料金を源泉とする利益剰余金に過度に求めているような場合においては、自己資本構成比率は高い数値となるものの、世代間の負担の公平が損なわれるといったことも考えられるため、留意する必要がある。

区分	年度				
	21	22	23	24	25
法適用事業	57.5	64.3	65.3	65.3	65.5

区分	給水人口							
	~1,000	1,001~2,000	2,001~4,000	4,001~5,000	5,001~7,000	7,001~10,000	10,001~	~
法適用事業	67.4	70.4	64.1	56.9	-	61.2	72.5	

(3)固定資産対長期資本比率

当該団体	同規模団体	全国平均
		90.2

$$\left[\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債}} \times 100 \right]$$

【算出式】

$$\left[\text{法適用事業} \frac{(3) - 1}{\langle (3) - 8 \rangle + \langle (3) - 9 \rangle + \langle (3) - 5 \rangle} \times 100 \right]$$

【指標の説明】

固定資産対長期資本比率は、事業の固定的・長期的安全性をみる指標であり、固定資産が、どの程度返済期限のない自己資本や長期に活用可能な固定負債などの長期資本（自己資本金+剰余金）及び長期借入金（借入資本金+固定負債）によって調達されているかを示すものである。

この比率は、常に100%以下で、かつ低いことが望ましい。100%を上回っている場合には、固定資産の一部が一時借入金等の流動負債で取得されていることを示し、不良債務発生の原因となる。

区分	年度				
	21	22	23	24	25
法適用事業	90.8	90.3	90.0	89.9	90.2

区分	給水人口							
	~1,000	1,001~2,000	2,001~4,000	4,001~5,000	5,001~7,000	7,001~10,000	10,001~	~
法適用事業	77.3	94.4	81.3	98.8	-	90.3	96.7	

オ. 施設の効率性

(1)施設利用率

当該団体	同規模団体	全国平均
		59.2

$$\left[\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100 \right]$$

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1) - 7 - (1) \times 1,000 / 365}{(1) - 5 - (7)} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{(3) - (2) / 365}{3 - (1)} \times 100 \end{array} \right]$$

【指標の説明】

施設利用率は、1日配水能力に対する1日平均配水量の割合を表し、施設の利用状況を総合

的に判断するうえで重要な指標である。施設利用率はあくまでも平均利用率であるから、水道事業のように季節によって需要変動のある事業については、最大稼働率、負荷率と合わせてみるのが大切である。

【傾向等】

施設利用率はほぼ横ばいで推移している。概ね給水人口規模の大きい事業ほど比率が高くなっている。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	58.1	58.4	57.7	57.2	55.4
法非適用事業	59.9	60.2	60.3	60.1	59.3
計	59.9	60.2	60.2	60.0	59.2

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001	
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	39.4	61.8	50.0	55.9	-	59.0	61.8
法非適用事業	46.9	52.8	57.0	58.6	57.7	62.9	62.0
計	46.7	53.1	56.5	58.5	57.7	62.7	62.0

(2)最大稼働率

$$\left[\frac{1 \text{ 日最大配水量}}{1 \text{ 日配水能力}} \times 100 \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		80.5

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1) - 7 - (2)}{(1) - 5 - (7)} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{3 - (3)}{3 - (1)} \times 100 \end{array} \right]$$

【指標の説明】

最大稼働率は、1日配水能力に対する1日最大配水量の割合を表し、この比率が低い場合には、一部の施設が遊休状態にあり、投資が過大であることを示している。また、100%に近い場合には、安定給水に不安を抱えているといえる。

【傾向等】

最大稼働率は平成23年度まで上昇傾向だったものの、2年連続で前年を下回った。概ね給水人口規模の大きい事業ほど比率が高くなっている。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	78.1	75.2	74.5	72.7	70.2
法非適用事業	80.4	83.0	83.5	81.7	80.8
計	80.3	82.8	83.2	81.4	80.5

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001	
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	67.5	82.8	65.9	65.9	-	70.2	77.3
法非適用事業	70.5	78.4	78.2	78.9	76.1	83.9	84.6
計	70.5	78.6	77.4	78.6	76.1	83.2	84.5

(3)負荷率

$$\left[\frac{1 \text{ 日平均配水量}}{1 \text{ 日最大配水量}} \times 100 \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		73.5

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1) - 7 - (1) \times 1,000 / 365}{(1) - 7 - (2)} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{3 - (2) / 365}{3 - (3)} \times 100 \end{array} \right]$$

【指標の説明】

負荷率は、水道事業の施設効率を判断する指標の一つであり、数値が大きいほど効率的である。水道事業のような季節的な需要変動がある事業については、給水需要のピーク時に合わせて施設を建設することとなるため、需要変動が大きいほど施設の効率は悪くなり、負荷率が小さくなる。

【傾向等】

負荷率は、ほぼ横ばいで推移している。概ね給水人口規模の大きい事業で比率が高くなっている。

区分	年度				
	21	22	23	24	25
法適用事業	74.4	77.6	77.4	78.8	78.9
法非適用事業	74.5	72.6	72.2	73.6	73.4
計	74.5	72.7	72.3	73.7	73.5

区分	給水人口							
	~1,000	1,001~2,000	2,001~4,000	4,001~5,000	5,001~7,000	7,001~10,000	10,001~	~
法適用事業	58.4	74.6	75.9	84.8	-	84.1	79.9	
法非適用事業	66.5	67.3	72.9	74.2	75.8	74.9	73.3	
計	66.3	67.6	73.1	74.4	75.8	75.4	73.4	

(4)有収率

$$\left[\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100 \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		75.7

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1) - 7 - (5)}{(1) - 7 - (1)} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{3 - (4)}{3 - (2)} \times 100 \end{array} \right]$$

【指標の説明】

施設効率を見る場合、施設の稼働状況がそのまま収益に反映されているかについては、有収率で確認することが重要である。有収率が低く、その原因が漏水、メーター不感等による場合は、施設効率が良くても収益につながらないため、有収率向上の対策を講じる必要がある。

なお、有収率が著しく低く、かつ施設利用率が著しく低い事業においては、施設利用率及び導送配水管使用効率といった施設の効率性を分析する場合には割り引いて考える必要がある。

【傾向等】

有収率は下降傾向にある。給水人口規模による大きな差はない。

区分	年度				
	21	22	23	24	25
法適用事業	84.1	82.5	82.5	83.7	84.0
法非適用事業	78.1	77.6	76.2	76.1	75.5
計	78.3	77.8	76.4	76.3	75.7

区分	給水人口							
	~1,000	1,001~2,000	2,001~4,000	4,001~5,000	5,001~7,000	7,001~10,000	10,001~	~
法適用事業	80.9	76.7	85.7	83.1	-	87.3	80.2	
法非適用事業	71.4	75.8	73.9	74.7	75.8	77.6	75.8	
計	71.5	75.9	74.6	74.8	75.8	78.1	75.9	

(5)固定資産使用効率

$$\left[\frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}} \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		2.5

【算出式】

$$\left[\text{法適用事業} \frac{(1) - 7 - (1)}{(3) - 1 - (1)} \times 10,000 \right]$$

【指標の説明】

固定資産使用効率は、有形固定資産に対する年間総配水量の割合を表す。この率が高いほど施設運用が効率的であることを意味し、数値が低い場合は、遊休資産の活用について検討を要する。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	2.9	3.0	2.9	2.8	2.5

給水人口	~1,000	1,001 ~2,000	2,001 ~4,000	4,001 ~5,000	5,001 ~7,000	7,001 ~10,000	10,001 ~
法適用事業	3.3	1.8	3.0	1.1	-	4.4	2.0

(6)導送配水管使用効率

$$\left[\frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}} \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		5.7

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \frac{(1) - 7 - (1)}{(1) - 5 - (8)} \\ \text{法非適用事業} \frac{3 - (2)}{2 - (7)} \end{array} \right]$$

【指標の説明】

導送配水管使用効率は、導送配水管の延長に対する年間総配水量の割合であり、給水区域内の人口密度の影響を受ける。

【傾向等】

導送配水管使用効率はやや下降傾向にある。概ね給水人口規模の大きい事業ほど比率が高くなっている。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	7.7	6.8	6.2	5.9	5.4
法非適用事業	6.0	6.0	5.9	5.8	5.7
計	6.0	6.0	5.9	5.8	5.7

給水人口	~1,000	1,001 ~2,000	2,001 ~4,000	4,001 ~5,000	5,001 ~7,000	7,001 ~10,000	10,001 ~
法適用事業	6.1	4.2	6.8	3.9	-	5.8	4.5
法非適用事業	4.0	4.3	5.6	5.6	6.2	6.2	5.8
計	4.0	4.3	5.7	5.5	6.2	6.2	5.7

カ. 生産性（職員数と事業の状況との関係）に関する指標

【指標の説明】

損益勘定所属職員 1 人当たりの生産性を給水人口、有収水量及び営業収益を基準として見る指標である。なお、生産性は、設備投資や事務の OA 化による省力化、業務の委託化と密接に関連しているので、生産性の指標は、設備投資や費用に関する他の指標と合わせて総合的に判断する必要がある。

【傾向等】

生産性の指標はいずれも上昇傾向にあったが、平成25年度では、いずれの指標も前年度を下回った。概ね給水人口規模の大きい事業ほど生産性が高くなっており、規模の経済（スケールメリット）が働いているものと考えられる。

(1) 職員1人当たり給水人口（人）

$$\left[\frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}} \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		2,316.0

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1) - 5 - (3)}{(1) - 9 - (1)} \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{2 - (3)}{5 - (1)} \end{array} \right]$$

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	2,565.4	2,060.7	2,121.7	2,085.1	1,931.6
法非適用事業	2,301.2	2,354.6	2,362.4	2,364.7	2,330.7
計	2,308.4	2,346.8	2,355.3	2,355.6	2,316.0

給水人口	~1,000	1,001 ~ 2,000	2,001 ~ 4,000	4,001 ~ 5,000	5,001 ~ 7,000	7,001 ~ 10,000	10,001 ~
法適用事業	-	1,068.3	1,436.3	1,809.6	-	4,286.4	1,763.7
法非適用事業	1,088.8	1,410.7	1,948.1	2,110.0	2,266.3	2,569.4	2,942.4
計	1,107.7	1,388.9	1,912.4	2,100.5	2,266.3	2,637.1	2,906.0

(2) 職員1人当たり有収水量（m³）

$$\left[\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}} \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		251,552.2

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1) - 7 - (5) \times 1,000}{(1) - 9 - (1)} \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{3 - (4)}{5 - (1)} \end{array} \right]$$

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	298,512.2	247,108.9	240,140.2	237,543.1	217,490.0
法非適用事業	244,526.3	254,625.2	254,065.9	255,530.5	252,858.8
計	245,996.8	254,426.0	253,654.5	254,946.6	251,552.2

給水人口	~1,000	1,001 ~ 2,000	2,001 ~ 4,000	4,001 ~ 5,000	5,001 ~ 7,000	7,001 ~ 10,000	10,001 ~
法適用事業	-	111,191.4	217,461.4	166,002.0	-	404,180.0	174,587.3
法非適用事業	141,053.1	166,887.3	221,546.3	225,666.6	260,613.3	277,905.2	301,639.9
計	143,394.3	163,343.0	221,261.0	223,778.5	260,613.3	282,881.5	297,718.6

(3) 職員1人当たり営業収益（千円）

$$\left[\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}} \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		41,670.4

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{\langle (2) - \text{損} - 1 - (1) \rangle - \langle (2) - \text{損} - 1 - (1) - \text{イ} \rangle}{(1) - 9 - (1)} \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{\langle 7 - (1) - \text{ア} \rangle - \langle 7 - (1) - \text{ア} - (\text{イ}) \rangle}{5 - (1)} \end{array} \right]$$

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	51,620.0	45,326.1	44,190.1	45,094.3	41,163.7
法非適用事業	39,379.0	40,628.1	41,055.7	41,768.5	41,689.8
計	39,712.4	40,752.6	41,148.3	41,876.5	41,670.4

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000
法適用事業	-	17,038.9	45,477.1	33,959.4	-	66,618.4
法非適用事業	23,362.6	25,268.2	35,905.8	39,496.6	38,468.9	40,798.4
計	23,934.6	24,744.5	36,574.3	39,321.4	38,468.9	41,815.9

キ. 料金に関する指標

(1)給水原価

当該団体	同規模団体	全国平均
		302.8

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \\ \text{法非適用事業} \end{array} \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費})}{\text{年間総有収水量}} \right]$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \\ \text{法非適用事業} \end{array} \frac{\text{総費用} - \text{受託工事費} + \text{地方債償還金} (\text{繰上償還分除く。})}{\text{年間総有収水量}} \right]$$

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \\ \text{法非適用事業} \end{array} \begin{array}{l} (1) - 10 - (11) \\ 4 - (1) \end{array} \right]$$

【指標の説明】

給水原価は、有収水量 1 m³当たりどれだけ費用がかかっているかを表す。なお、平成19年度から平成25年度（平成25年度は特定被災地方公共団体のみ対象）については補償金免除繰上償還による影響が大きいいため、地方債償還金から繰上償還分を除き算出している（法非適用事業）。

【傾向等】

給水原価は上昇傾向にある。概ね給水人口規模の小さい事業ほど有収水量 1 m³当たりの費用が高くなっている。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	256.1	290.6	287.8	300.4	328.3
法非適用事業	277.0	277.0	291.4	295.7	302.0
計	276.3	277.3	291.3	295.9	302.8

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000
法適用事業	373.0	555.9	338.8	488.6	-	221.6
法非適用事業	433.8	361.1	291.5	302.1	250.1	277.1
計	432.8	369.5	294.7	306.5	250.1	274.0

(2)供給単価

当該団体	同規模団体	全国平均
		163.5

$$\left[\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}} \right]$$

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \\ \text{法非適用事業} \end{array} \begin{array}{l} (1) - 10 - (10) \\ 4 - (2) \end{array} \right]$$

【指標の説明】

供給単価は、有収水量 1 m³当たりどれだけ収益を得ているかを表す。

【傾向等】

供給単価は上昇傾向にある。給水人口規模による顕著な差はない。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	170.8	181.9	182.2	187.9	187.4
法非適用事業	156.9	157.6	159.6	161.4	162.7
計	157.3	158.2	160.2	162.2	163.5

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	244.0	152.2	207.2	204.2	-	161.4	185.0
法非適用事業	164.4	149.4	160.4	173.4	145.7	145.1	175.8
計	165.7	149.6	163.6	174.1	145.7	146.0	176.0

(3)料金回収率

$$\left[\frac{\text{供給単価}}{\text{給水単価}} \times 100 \right]$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		54.0

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1) - 10 - (10)}{(1) - 10 - (11)} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{4 - (2)}{4 - (1)} \times 100 \end{array} \right]$$

【指標の説明】

料金回収率は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外の他の収入で賄われていることを意味する。料金回収率が著しく低く、繰出基準に定める事由以外の繰入金によって収入不足を補填しているような事業体にあつては、適切な料金収入の確保が求められる。

【傾向等】

料金回収率は下降傾向にある。概ね給水人口規模の小さい事業ほど比率が低くなっている。

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	66.7	62.6	63.3	62.5	57.1
法非適用事業	56.6	56.9	54.8	54.6	53.9
計	56.9	57.0	55.0	54.8	54.0

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	65.4	27.4	61.2	41.8	-	72.8	57.8
法非適用事業	37.9	41.4	55.0	57.4	58.3	52.4	54.9
計	38.3	40.5	55.5	56.8	58.3	53.3	55.0

ク. 費用に関する指標

【指標の説明】

料金収入と比較した場合の各費用の比率を示した指標である。費用構成比及び有収水量1m³当たりの費用と合わせて分析を行うことで、効率化を図るべき費用項目を把握することができる。なお、平成19年度から平成25年度（平成25年度は特定被災地方公共団体のみ対象）については補償金免除繰上償還による影響が大きいため、地方債償還金から繰上償還分を除き算出している（法非適用事業）。

【傾向等】

企業債利息対料金収入比率及び職員給与費対料金収入比率は、概ね下降傾向にある。これは低金利と職員数が減少しているためと考えられる。

一方、企業債償還元金対料金収入比率及び企業債元利償還金対料金収入比率は概ね上昇傾向にある。これは企業債償還元金及び企業債元利償還金の減少率に比べ、料金収入の減少率が大きいためと考えられる。

(1) 企業債償還元金対料金収入比率 (%)

当該団体	同規模団体	全国平均
		78.3

$$\left[\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100 \right]$$

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(2) - \text{資} - 2 - (2) - \text{ア}}{(2) - \text{損} - 1 - (1) - \text{ア}} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{8 - (2) - \text{イ}}{7 - (1) - \text{ア} - (\text{ア})} \times 100 \end{array} \right]$$

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	31.0	37.7	46.8	49.4	55.4
法非適用事業	68.6	72.2	76.9	78.5	79.2
計	67.3	71.1	75.9	77.5	78.3

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	38.9	49.1	47.1	130.3	-	36.4	69.3
法非適用事業	93.6	94.9	76.0	77.8	67.9	86.9	79.6
計	92.3	92.9	73.5	79.3	67.9	83.7	79.4

(2) 企業債利息対料金収入比率 (%)

当該団体	同規模団体	全国平均
		25.5

$$\left[\frac{\text{企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100 \right]$$

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(2) - \text{損} - 2 - (2) - \text{ア} - (\text{うち企業債利息})}{(2) - \text{損} - 1 - (1) - \text{ア}} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{7 - (2) - \text{イ} - (\text{ア}) - \text{i}}{7 - (1) - \text{ア} - (\text{ア})} \times 100 \end{array} \right]$$

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	24.5	21.1	20.5	19.7	20.0
法非適用事業	30.9	29.0	28.2	27.0	25.7
計	30.7	28.2	27.3	26.8	25.5

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	8.5	20.8	19.1	39.2	-	16.5	19.5
法非適用事業	30.2	31.1	24.3	23.6	22.3	25.8	27.0
計	29.7	30.6	23.9	24.0	22.3	25.2	26.9

(3) 企業債元利償還元金対料金収入比率 (%)

当該団体	同規模団体	全国平均
		103.8

$$\left[\frac{\text{建設改良のための企業債元利償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100 \right]$$

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{\langle (2) - \text{資} - 2 - (2) - \text{ア} \rangle + \langle (2) - \text{損} - 2 - (2) - \text{ア} - (\text{うち企業債利息}) \rangle}{(2) - \text{損} - 1 - (1) - \text{ア}} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{\langle 8 - (2) - \text{イ} \rangle + \langle 7 - (2) - \text{イ} - (\text{ア}) - \text{i} \rangle}{7 - (1) - \text{ア} - (\text{ア})} \times 100 \end{array} \right]$$

年度	21	22	23	24	25
法適用事業	55.4	58.8	67.3	69.1	75.4
法非適用事業	99.5	101.2	105.0	105.6	104.9
計	97.9	99.3	103.2	104.3	103.8

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	47.4	69.9	66.2	169.5	-	52.9	88.8
法非適用事業	123.8	126.0	100.3	101.4	90.1	112.6	106.6
計	122.0	123.5	97.3	103.3	90.1	108.9	106.3

(4) 職員給与費対料金収入比率 (%)

当該団体	同規模団体	全国平均
		16.8

$$\left[\frac{\text{職員給与費}}{\text{料金収入}} \times 100 \right]$$

【算出式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad (3) - 17 - (11) \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{\langle 7 - (2) - \text{ア} - (\text{ア}) \rangle + \langle 8 - (2) - \text{ア} - \text{うち職員給与費} \rangle}{7 - (1) - \text{ア} - (\text{ア})} \times 100 \end{array} \right]$$

年度 \ 区分	21	22	23	24	25
法適用事業	14.2	16.5	18.4	19.2	18.6
法非適用事業	18.4	17.2	16.9	16.6	16.7
計	18.2	17.2	16.9	16.7	16.8

給水人口 \ 区分	~1,000	1,001 ~2,000	2,001 ~4,000	4,001 ~5,000	5,001 ~7,000	7,001 ~10,000	10,001 ~
法適用事業	0.0	42.2	15.7	16.7	-	13.1	26.7
法非適用事業	25.6	26.6	17.9	16.8	18.5	17.0	14.0
計	25.0	27.2	17.7	16.8	18.5	16.7	14.2